

令 和 8 年

松戸市議会 3月定例会議案

2月20日提出

松 戸 市

## 目 次

議案第 57 号	専決処分の報告及び承認について (令和 7 年度松戸市一般会計補正予算(第 10 回))	9 頁
議案第 58 号	専決処分の報告及び承認について (令和 7 年度松戸市一般会計補正予算(第 11 回))	23 頁
議案第 59 号	令和 7 年度松戸市一般会計補正予算(第 12 回)	別 冊
議案第 60 号	令和 7 年度松戸市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 回)	別 冊
議案第 61 号	令和 7 年度松戸市松戸競輪特別会計補正予算 (第 1 回)	別 冊
議案第 62 号	令和 7 年度松戸市公設地方卸売市場事業特別会計 補正予算(第 1 回)	別 冊
議案第 63 号	令和 7 年度松戸市介護保険特別会計補正予算 (第 2 回)	別 冊
議案第 64 号	令和 7 年度松戸市後期高齢者医療特別会計補正予 算(第 2 回)	別 冊
議案第 65 号	令和 7 年度松戸市松戸都市計画事業新松戸駅東側 地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第 2 回)	別 冊

議案第 66 号	令和 7 年度松戸市相模台地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 回）	別 冊
議案第 67 号	令和 7 年度松戸市病院事業会計補正予算（第 2 回）	別 冊
議案第 68 号	令和 7 年度松戸市下水道事業会計補正予算 (第 2 回)	別 冊
議案第 69 号	令和 8 年度松戸市一般会計予算	別 冊
議案第 70 号	令和 8 年度松戸市国民健康保険特別会計予算	別 冊
議案第 71 号	令和 8 年度松戸市松戸競輪特別会計予算	別 冊
議案第 72 号	令和 8 年度松戸市公設地方卸売市場事業特別会計 予算	別 冊
議案第 73 号	令和 8 年度松戸市駐車場事業特別会計予算	別 冊
議案第 74 号	令和 8 年度松戸市介護保険特別会計予算	別 冊
議案第 75 号	令和 8 年度松戸市後期高齢者医療特別会計予算	別 冊
議案第 76 号	令和 8 年度松戸市松戸都市計画事業新松戸駅東側 地区土地区画整理事業特別会計予算	別 冊
議案第 77 号	令和 8 年度松戸市相模台地区土地区画整理事業特別会計予算	別 冊

議案第78号	令和8年度松戸市水道事業会計予算	別 冊
議案第79号	令和8年度松戸市病院事業会計予算	別 冊
議案第80号	令和8年度松戸市下水道事業会計予算	別 冊
議案第81号	松戸市行政手続条例の一部を改正する条例の制定 について	42頁
議案第82号	松戸市LED防犯灯リース事業プロポーザル選考 委員会条例の制定について	46頁
議案第83号	松戸市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する 条例等の一部を改正する条例の制定について	49頁
議案第84号	松戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部を 改正する条例の制定について	56頁
議案第85号	松戸市職員の旅費に関する条例等の一部を改正す る条例の制定について	58頁
議案第86号	松戸市高志教育振興基金条例を廃止する条例の制 定について	79頁
議案第87号	松戸市病院施設整備基金条例を廃止する条例の制 定について	82頁
議案第88号	松戸市病院事業運営整備基金条例の制定について	85頁

議案第 89 号	松戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について（多機能端末機により交付する証明書等の手数料関係）	87 頁
議案第 90 号	松戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について（建築許可等申請手数料等関係）	90 頁
議案第 91 号	松戸市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	94 頁
議案第 92 号	松戸市教育支援委員会条例の一部を改正する条例の制定について	101 頁
議案第 93 号	松戸市いじめ防止対策委員会条例の一部を改正する条例の制定について	103 頁
議案第 94 号	松戸市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	105 頁
議案第 95 号	松戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	107 頁
議案第 96 号	松戸市保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について	109 頁
議案第 97 号	松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	111 頁

議案第 98 号	松戸市介護保険条例の一部を改正する条例の制定 について	130 頁
議案第 99 号	松戸市新焼却施設設計・施工監理業務委託プロポ ーザル選考委員会条例の制定について	137 頁
議案第 100 号	松戸市公衆便所の設置及び管理に関する条例の一 部を改正する条例の制定について	140 頁
議案第 101 号	松戸市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正す る条例の制定について	142 頁
議案第 102 号	松戸市地区計画の区域内における建築物の制限に 関する条例及び松戸市移動等円滑化のために必要 な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例の制定について	144 頁
議案第 103 号	松戸市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正 する条例の制定について	147 頁
議案第 104 号	松戸市火災予防条例の一部を改正する条例の制定 について	150 頁
議案第 105 号	松戸市病院事業使用料手数料条例の一部を改正す る条例の制定について	154 頁
議案第 106 号	契約の締結について	161 頁
議案第 107 号	和解について	170 頁

議案第108号 和解及び損害賠償の額の決定について	171頁
議案第109号 農業委員会委員の任命について	172頁
議案第110号 農業委員会委員の任命について	174頁
議案第111号 農業委員会委員の任命について	176頁
議案第112号 農業委員会委員の任命について	178頁
議案第113号 農業委員会委員の任命について	180頁
議案第114号 農業委員会委員の任命について	182頁
議案第115号 農業委員会委員の任命について	184頁
議案第116号 農業委員会委員の任命について	186頁
議案第117号 農業委員会委員の任命について	188頁

議案第118号 農業委員会委員の任命について

190頁

議案第119号 農業委員会委員の任命について

192頁

議案第120号 農業委員会委員の任命について

194頁

議案第121号 農業委員会委員の任命について

196頁

議案第122号 農業委員会委員の任命について

198頁

議案第123号 令和7年度松戸市一般会計補正予算（第13回） 別冊

議案第57号

専決処分の報告及び承認について

令和7年度松戸市一般会計補正予算（第10回）については、直ちに物価高対応子育て応援手当の支給に係る補正予算を定める必要が生じたことから、特に緊急を要すると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分した。

よって、同条第3項の規定により報告するとともに承認を求める。

令和8年2月20日提出

松戸市長 松戸 隆政

## 専 決 処 分 書

令和7年度松戸市一般会計補正予算（第10回）を、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年12月18日

松戸市長 松 戸 隆 政

### 理 由

物価高対応子育て応援手当の支給に係る経費について、緊急に補正予算の必要が生じたため。

## 令和7年度松戸市一般会計補正予算（第10回）

令和7年度松戸市的一般会計補正予算（第10回）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,564,482千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ201,657,819千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

### （繰越明許費の補正）

第2条 既定の繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

令和7年12月18日

松戸市長 松 戸 隆 政

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位:千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
16. 国 庫 支 出 金		46,129,697	1,564,482	47,694,179
	2. 国 庫 補 助 金	8,215,681	1,564,482	9,780,163
歳 入 合 計		200,093,337	1,564,482	201,657,819

歳 出		(単位:千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民 生 費		101,133,850	1,564,482	102,698,332
	2. 児 童 福 祉 費	42,184,905	1,564,482	43,749,387
歳 出 合 計		200,093,337	1,564,482	201,657,819

第2表 繰越明許費

1. 追 加

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
3. 民生費	2. 児童福祉費	物価高対応事業 子育て支援手当支給事業	245,611



令和7年度

松戸市一般会計補正予算（第10回）に関する説明書

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

### 1. 総括

(歳 入)

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
16. 国 庫 支 出 金	46,129,697	1,564,482	47,694,179
歳 入 合 計	200,093,337	1,564,482	201,657,819

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3. 民 生 費	101,133,850	1,564,482	102,698,332
歳 出 合 計	200,093,337	1,564,482	201,657,819

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源			内 訳
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1,564,482			0
1,564,482			0

## 2. 歳入

(款) 16. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
2 民生費国庫補助金	3,893,122	1,564,482	5,457,604
計	8,215,681	1,564,482	9,780,163

(単位：千円)

節		説明	補正前の額	補正額	計
区分	金額				
3 児童福祉費 補助金	1,564,482	○物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金 基本額×10／10額  ○物価高対応子育て応援手当支給事務費補助金 基本額×10／10額	0	1,420,000	1,420,000
			0	144,482	144,482

### 3. 歳出

(款) 3. 民生費

(項) 2. 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
				特定財源				
				国県支出金	地方債	その他		
1 児童福祉総務費	14,270,487	1,564,482	15,834,969	1,564,482 国庫補助金 1,564,482			0	
計	42,184,905	1,564,482	43,749,387	1,564,482			0	

(単位 : 千円)

節		説 明	補正前の額	補 正 額	計
区 分	金 額				
10 需用費	706	○物価高対応子育て応援手当支給事業	0	1,564,482	1,564,482
消耗品費	300				
印刷製本費	100				
光熱水費	306				
11 役務費	16,452				
通信費	9,696				
手数料	6,746				
保険料	10				
12 委託料	116,283				
13 使用料及び 賃借料	11,041				
18 負担金補助 及び交付金	1,420,000				

## 繰越明許費に関する調書

(款) 3. 民生費

(項) 2. 児童福祉費

(目) 1. 児童福祉総務費

(単位:千円)

関 係	予 算 額	左 の う ち 繰 越 す る 金 額	繰 越 理 由
節 10. 需用費		510	(物価高対応子育て応援手当支給事業) 国の補正予算対応事業で、年度内事業完了が困難であるため。
節 11. 役務費	706	5,631	
節 12. 委託料	16,452	69,058	
節 13. 使用料及び賃借料	116,283	6,412	
節 18. 負担金補助及び交付金	1,420,000	164,000	

議案第58号

専決処分の報告及び承認について

令和7年度松戸市一般会計補正予算（第11回）については、衆議院の解散に伴い、直ちに衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費に係る補正予算を定める必要が生じたことから、特に緊急を要すると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分した。

よって、同条第3項の規定により報告するとともに承認を求める。

令和8年2月20日提出

松戸市長 松戸 隆政

## 専 決 処 分 書

令和7年度松戸市一般会計補正予算（第11回）を、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年1月13日

松戸市長 松 戸 隆 政

### 理 由

衆議院の解散に伴い、衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費について、緊急に補正予算の必要が生じたため。

## 令和7年度松戸市一般会計補正予算（第11回）

令和7年度松戸市の一般会計補正予算（第11回）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ214,251千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ201,872,070千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年1月13日

松戸市長 松 戸 隆 政

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17. 県 支 出 金		14,591,294	214,251	14,805,545
	3. 委 託 金	1,422,690	214,251	1,636,941
歳 入	合 計	201,657,819	214,251	201,872,070

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総 務 費		17,235,974	214,251	17,450,225
	4. 選 挙 費	578,714	214,251	792,965
歳 出	合 計	201,657,819	214,251	201,872,070

令和7年度

松戸市一般会計補正予算（第11回）に関する説明書

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

### 1. 総括

(歳 入)

(単位 : 千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
17. 県 支 出 金	14,591,294	214,251	14,805,545
歳 入 合 計	201,657,819	214,251	201,872,070

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2. 総 務 費	17,235,974	214,251	17,450,225
歳 出 合 計	201,657,819	214,251	201,872,070

(単位:千円)

補 正 額 の 財 源			内 訳
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
214,251			0
214,251			0

## 2. 歳入

(款) 17. 県支出金

(項) 3. 委託金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費委託金	1,377,484	214,251	1,591,735
計	1,422,690	214,251	1,636,941

(単位 : 千円)

節		説 明	補正前の額	補 正 額	計
区 分	金 額				
3 選挙費委託 金	214,251	○衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審 査費委託金	0	214,251	214,251

### 3. 歳出

(款) 2. 総務費

(項) 4. 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
				特定財源				
				国県支出金	地方債	その他		
5 衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費	0	214,251	214,251	214,251 県委託金 214,251			0	

(単位 : 千円)

節		説明	補正前の額	補正額	計
区分	金額				
1 報酬	28,697	○衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費	0	214,251	214,251
3 職員手当等	47,881	投票関係業務 開票関係業務 啓発等関係業務 選挙公営業務	0 0 0 0	172,729 8,917 3,923 28,682	172,729 8,917 3,923 28,682
4 共済費	75				
7 報償費	210				
8 旅費	800				
10 需用費	12,262				
消耗品費	5,935				
燃料費	1,417				
食糧費	3,149				
印刷製本費	1,511				
修繕料	250				
11 役務費	41,842				
通信費	37,741				
広告料	61				
手数料	4,040				
12 委託料	78,192				
13 使用料及び 賃借料	3,526				
17 備品購入費	766				

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	
				特 定 財 源				
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
計	578,714	214,251	792,965	214,251			0	

(単位 : 千円)

節		説明	補正前の額	補正額	計
区分	金額				

# 給 与 費

## 1. 特 別 職

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬	給 料	期 末 手 当 年間支給率 (4. 60月分)
補正後	長 等	3	31,357	15,020
	議 員	44	313,927	138,387
	その他の特別職	2,872	269,653	18,240
	計	2,919	583,580	49,597
補正前	長 等	3	31,357	15,020
	議 員	44	313,927	138,387
	その他の特別職	2,527	260,314	18,240
	計	2,574	574,241	49,597
比 較	長 等	0	0	0
	議 員	0	0	0
	その他の特別職	345	9,339	0
	計	345	9,339	0

## 2. 一 般 職

### (1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与	
		報 酬	給 料
補 正 後	2,881 (1,314)	2,834,349	12,056,074
補 正 前	2,881 (1,308)	2,814,991	12,056,074
比 較	0 ( 6)	19,358	0

職員数の( )内の数字は、任期付短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員について

## 給与費明細書

## 明 細 書

(単位：千円)

費			共 濟 費	合 計	備 考
地 域 手 当	その他の手当	計			
3,136	337	49,850	5,464	55,314	
		452,314	83,799	536,113	
1,824	131	298,694	4,887	303,581	
4,960	468	800,858	94,150	895,008	
3,136	337	49,850	5,464	55,314	
		452,314	83,799	536,113	
1,824	131	289,355	4,887	294,242	
4,960	468	791,519	94,150	885,669	
0	0	0	0	0	
		0	0	0	
0	0	9,339	0	9,339	
0	0	9,339	0	9,339	

(単位：千円)

費		共 濟 費	合 計	備 考
職 員 手 当	計			
10,418,076	25,308,499	4,850,622	30,159,121	
10,370,195	25,241,260	4,850,547	30,091,807	
47,881	67,239	75	67,314	

外書きしたものである。

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	地域手当
	補正後	390,836	264,367	1,273,679
	補正前	390,836	264,367	1,273,679
	比較	0	0	0
	区分	休日勤務手当	夜間勤務手当	管理職員 特別勤務手当
	補正後	194,342	29,200	7,445
	補正前	194,342	29,200	6,334
	比較	0	0	1,111

ア 一般職・再任用職員及び任期付短時間勤務職員

区分	職員数 (人)	給与	
		報酬	給料
補正後	2,881(330)		12,056,074
補正前	2,881(330)		12,056,074
比較	0(0)		0

職員数の( )内の数字は、任期付短時間勤務職員について外書きしたものである。

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	地域手当
	補正後	390,836	264,367	1,273,679
	補正前	390,836	264,367	1,273,679
	比較	0	0	0
	区分	休日勤務手当	夜間勤務手当	管理職員 特別勤務手当
	補正後	194,342	29,200	7,445
	補正前	194,342	29,200	6,334
	比較	0	0	1,111

## 給与費明細書

初 調 任 給 整 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当
2,226	219,141	245,818	66,814	1,192,374
2,226	219,141	245,818	66,814	1,145,604
0	0	0	0	46,770
期 末 手 当	勤 勉 手 当	特定任期付職員 業 績 手 当	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	退 職 手 当
3,483,208	2,944,633	0	3,993	100,000
3,483,208	2,944,633	0	3,993	100,000
0	0	0	0	0

(単位：千円)

費		共 濟 費	合 計	備 考
職 員 手 当	計			
9,442,174	21,498,248	4,274,033	25,772,281	
9,394,293	21,450,367	4,274,033	25,724,400	
47,881	47,881	0	47,881	

初 調 任 給 整 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当
2,226	219,141	245,818	66,814	1,192,374
2,226	219,141	245,818	66,814	1,145,604
0	0	0	0	46,770
期 末 手 当	勤 勉 手 当	特定任期付職員 業 績 手 当	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	退 職 手 当
2,952,815	2,499,124	0	3,993	100,000
2,952,815	2,499,124	0	3,993	100,000
0	0	0	0	0

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与	
		報 酉	給 料
補 正 後	0 ( 984)	2,834,349	
補 正 前	0 ( 978)	2,814,991	
比 較	0 ( 6)	19,358	

職員数の( )内の数字は、パートタイム会計年度任用職員について外書きしたものである。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当
	補 正 後	530,393	445,509
	補 正 前	530,393	445,509
	比 較	0	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	增 減 額	增 減 事 由 别 内 訳	説 明
職 員 手 当	47,881	その他の増減分	47,881

## 給与費明細書

(単位：千円)

費		共 濟 費	合 計	備 考
職 員 手 当	計			
975,902	3,810,251	576,589	4,386,840	
975,902	3,790,893	576,514	4,367,407	
0	19,358	75	19,433	

備 考

議案第81号

松戸市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市行政手続条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月20日提出

松戸市長 松戸 隆政

提案理由

行政手続法の改正に準じ、市の条例等を根拠とする不利益処分を行う場合に実施する聴聞等の通知について、公示送達をインターネットでの公示等により行うため。

## 松戸市行政手続条例の一部を改正する条例

松戸市行政手続条例（平成8年松戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(聴聞の通知の方式)  第15条 市の機関は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間をおいて、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。  (1)～(4) (略)  2 (略)  3 市の機関は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、 <u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該市の機関が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を松戸市公告式条例（昭和25年松戸市条例第23号）に定める掲示場に掲示すること</u> によって行うことができる。 <u>この場合には、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u>	(聴聞の通知の方式)  第15条 市の機関は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間をおいて、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。  (1)～(4) (略)  2 (略)  3 市の機関は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、 <u>公示の方法</u> によって行うことができる。  4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該市の機関が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を松戸市公告式条例

(昭和25年松戸市条例第23号)に定める掲示場に掲示し、又は公示事項を当該市の機関の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示したもの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2~4 (略)

(続行期日の指定)

## 第22条 (略)

2 (略)

3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、掲示を始めた日の翌日)」と読み替えるものとする。

### (聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに」とあるのは「同条第3号に掲げる事項及び」と、「同項各号」とあるのは「同条各号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」とある

(代理人)  
第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2~4 (略)

(続行期日の指定)

## 第22条 (略)

2 (略)

3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」とあるのは「とき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、当該措置を開始した日の翌日）」と読み替えるものとする。

## (聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、同条第4項中「第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに」とあるのは「第28条第3号に掲げる事項及び」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第2

のは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。

9条において準用する第15条第4項後段」と読み替えるものとする。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

### (経過措置)

2 この条例による改正後の松戸市行政手続条例（以下「新条例」という。）第15条第3項及び第4項（これらの規定を新条例第22条第3項（新条例第25条後段において準用する場合を含む。）及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

議案第82号

松戸市LED防犯灯リース事業プロポーザル選考委員会条例の制定について

松戸市LED防犯灯リース事業プロポーザル選考委員会条例を次のように定める。

令和8年2月20日提出

松戸市長 松戸 隆政

提案理由

松戸市LED防犯灯リース事業に係る契約の相手方を選定するに当たり、市長の附属機関を設置するため。

## 松戸市LED防犯灯リース事業プロポーザル選考委員会条例

### (設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、松戸市LED防犯灯リース事業プロポーザル選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、松戸市LED防犯灯リース事業の事業者（以下「事業者」という。）を選定するためのプロポーザルに関し、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審査する。

- (1) 評価方法及び評価基準に関する事項
- (2) 提案及び評価に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

### (委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 本市の職員
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

### (任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から事業者が選定される日までの期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (意見の聴取等)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

### (委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。  
(特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例（昭和31年松戸市条例第15号）の一部を次

のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後														
<p>別表2（第4条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>職名</th><th>報酬</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>松戸市新焼却施設整備事業者選考委員会委員</td><td>(略)</td></tr></tbody></table>	職名	報酬	(略)		松戸市新焼却施設整備事業者選考委員会委員	(略)	<p>別表2（第4条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>職名</th><th>報酬</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>松戸市新焼却施設整備事業者選考委員会委員</td><td>(略)</td></tr><tr><td>松戸市LED防犯灯リース事業 プロポーザル選考委員会委員</td><td>日額 8,500円</td></tr></tbody></table>	職名	報酬	(略)		松戸市新焼却施設整備事業者選考委員会委員	(略)	松戸市LED防犯灯リース事業 プロポーザル選考委員会委員	日額 8,500円
職名	報酬														
(略)															
松戸市新焼却施設整備事業者選考委員会委員	(略)														
職名	報酬														
(略)															
松戸市新焼却施設整備事業者選考委員会委員	(略)														
松戸市LED防犯灯リース事業 プロポーザル選考委員会委員	日額 8,500円														

## 議案第83号

松戸市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例等の一部を  
改正する条例の制定について

松戸市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例等の一部を改正する條  
例を次のように定める。

令和8年2月20日提出

松戸市長 松戸 隆政

### 提案理由

働き方改革の一環として、職員のワーク・ライフ・バランスの向上を図ることを目的に、一部を除いた常勤の一般職の職員を対象として、フレックスタイム制を導入するため。

## 松戸市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

次の各条の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

（松戸市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部改正）

第1条 松戸市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和43年松戸市条例第9号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>（週休日及び勤務時間の割振り）</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p>	<p>（週休日及び勤務時間の割振り等）</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日（第3項及び第4条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定によるものを除く。）をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p>
2 (略)	<p>2 (略)</p> <p>3 任命権者は、職員（規則で定める職員及び次項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、規則の定めるところにより、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として規則で定める期間ごとの期間につき前条第1項に規定する</p>

3 任命権者は、特別の勤務に従事する職員については、前2項の規定にかかわらず、規則で定める期間につき1週間当たり1日以上（育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従い4週間ごとの期間につき8日以上、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては4週間ごとの期間につき8日以上）の割合で週休日を設ける場合に限り、規則の定めるところにより、週休日及び勤務時間の割振りについて別に定めることができる。

第4条 任命権者は、職員に週休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、規則の定めるところにより、前条第2項又は第3項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日」という。）のうち規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間（同条第2項又は第3項の規定により勤務時間が割り振られた日の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間として規則で定める勤務時間をいう。以下同じ。）を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

勤務時間となるように、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることができること

4 任命権者は、特別の勤務に従事する職員については、第1項又は第2項の規定にかかわらず、規則で定める期間につき1週間当たり1日以上（育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従い4週間ごとの期間につき8日以上、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては4週間ごとの期間につき8日以上）の割合で週休日を設ける場合に限り、規則の定めるところにより、週休日及び勤務時間の割振りについて別に定めることができる。

#### (週休日の振替等)

第4条 任命権者は、職員に前条第1項又は第4項の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、規則の定めるところにより、前条第2項、第3項又は第4項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日」という。）のうち規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間（同条第2項、第3項又は第4項の規定により勤務時間が割り振られた日の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間として規則で定める勤務時間をいう。以下同じ。）を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

2 前項の規定は、職員に前条第3項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「週休日に」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日に」と読み替えるものとする。

<p>(時間外勤務代替休時間)</p> <p><b>第6条</b> 任命権者は、松戸市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年松戸市条例第29号）第15条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代替休時間」という。）として、規則で定める期間内にある<u>第3条第2項若しくは第3項又は第4条の規定により勤務時間が割り振られた日（第7条の2第1項に規定する休日及び代休日を除く。）</u>に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(休日の代休日等)</p> <p><b>第7条の2</b> 任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下「休日」という。）である勤務日等（<u>第3条第2項若しくは第3項又は第4条の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。以下同じ。）</u>に割り振られた勤務時間の全部又は勤務時間のうちの半日勤務時間について特に勤務することを命じた場合には、規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日後の勤務日等（<u>休日を除く。）</u>において、当該休日に代わる日又は当該半日勤務時間に代わる時間を代休日又は半代休日として指定することができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(時間外勤務代替休時間)</p> <p><b>第6条</b> 任命権者は、松戸市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年松戸市条例第29号）第15条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代替休時間」という。）として、規則で定める期間内にある<u>第3条第2項、第3項若しくは第4項又は第4条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日等」といい、第7条の2第1項に規定する休日及び代休日を除く。）</u>に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(休日の代休日等)</p> <p><b>第7条の2</b> 任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下「休日」という。）である勤務日等に割り振られた勤務時間の全部又は勤務時間のうちの半日勤務時間について特に勤務することを命じた場合には、規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日後の勤務日等（<u>第6条第1項の規定により、時間外勤務代替休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。）</u>において、当該休日に代わる日又は当該半日勤務時間に代わる時間を代休日又は半代休日として指定することができる。</p> <p>2 (略)</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

（松戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

**第2条** 松戸市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年松戸市条例第29号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
第8条 (略)	第8条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 第1項又は第2項の規定により俸給を支給する場合であつて給与期間の初日から支給するとき以	4 第1項又は第2項の規定により俸給を支給する場合であつて給与期間の初日から支給するとき以

外のとき又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給は、その給与期間の現日数から週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

5 (略)

(時間外勤務手当)

第15条 (略)

2 (略)

3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間条例第4条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第19条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が割振り変更前の勤務時間を超えて勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 正規の勤務時間を超えて、又は割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えて勤務（勤務時間条例第3条第1項及び第3項並びに第4条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間と割振り変更前の正規の勤

外のとき又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給は、その給与期間の現日数から勤務時間条例第3条第1項及び第4項並びに第4条第1項の規定に基づく週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)並びに勤務時間条例第3条第3項及び第4条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定による勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

5 (略)

(時間外勤務手当)

第15条 (略)

2 (略)

3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間条例第4条第1項（同条第2項において読み替えて準用する場合も含む。）の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項、第3項又は第4項の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第19条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が割振り変更前の勤務時間を超えて勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 正規の勤務時間を超えて、又は割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えて勤務（勤務時間条例第3条第1項及び第4項並びに第4条第1項の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間と割振り変更前の正

務時間を超えて勤務の時間（前項に規定する規則で定める時間を除く。）との合計が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第19条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)・(2) (略)

5・6 (略)

#### (休日勤務手当)

第16条 勤務時間条例第7条に規定する祝日法による休日（勤務時間条例第7条の2第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）（勤務時間条例第3条の規定により毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、当該祝日法による休日が同条及び第4条の規定による週休日に当たるときは、規則で定める日）及び勤務時間条例第7条に規定する年末年始の休日（勤務時間条例第7条の2第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第19条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。これらの日に準ずるものとして任命権者が定める日において勤務した職員についても同様とする。

規の勤務時間を超えて勤務の時間（前項に規定する規則で定める時間を除く。）との合計が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第19条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)・(2) (略)

5・6 (略)

#### (休日勤務手当)

第16条 勤務時間条例第7条に規定する祝日法による休日（勤務時間条例第7条の2第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）（勤務時間条例第3条第1項及び第4項の規定により毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、当該祝日法による休日が同条第4項及び第4条第1項の規定による週休日に当たるときは、規則で定める日）及び勤務時間条例第7条に規定する年末年始の休日（勤務時間条例第7条の2第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第19条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。これらの日に準ずるものとして任命権者が定める日において勤務した職員についても同様とする。

(宿日直手当)	(宿日直手当)
第17条の2 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき4,400円（その宿直勤務が勤務時間条例第4条に規定する半日勤務時間が割り振られている日に退庁時から引き続いて行われる場合にあつては6,600円）を超えない範囲内において宿日直手当を支給する。	第17条の2 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき4,400円（その宿直勤務が勤務時間条例第4条第1項に規定する半日勤務時間が割り振られている日に退庁時から引き続いて行われる場合にあつては6,600円）を超えない範囲内において宿日直手当を支給する。
2 (略)	2 (略)

(松戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 松戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年松戸市条例第10号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(フルタイム会計年度任用職員の俸給の支給) 第6条 給与条例第7条及び第8条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。	(フルタイム会計年度任用職員の俸給の支給) 第6条 給与条例第7条及び第8条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第8条第4項中「勤務時間条例第3条第1項及び第4項並びに第4条第1項の規定に基づく週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)並びに勤務時間条例第3条第3項及び第4条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定による勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数」とあるのは「週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)の日数」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

議案第84号

松戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

松戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように  
定める。

令和8年2月20日提出

松戸市長 松戸 隆政

提案理由

正規の勤務時間として夜間の交替制勤務に従事する消防職員に支給する特殊  
勤務手当を設けるため。

## 松戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

松戸市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年松戸市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前		改 正 後	
別表第7（第13条関係）		別表第7（第13条関係）	
種類	支給額	種類	支給額
	単位		単位
(略)		(略)	
消防出場手当	(略)	消防出場手当	(略)
災害出場		災害出場	
救急出場		救急出場	
特殊災害出場		特殊災害出場	
特殊現場勤務手当	(略)	夜間特殊業務手当	勤務1回につき1,100円以内
(略)		特殊現場勤務手当	(略)
		(略)	

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第85号

松戸市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

松戸市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。  
令和8年2月20日提出

松戸市長 松戸 隆政

提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律の改正に準じ、市職員、市議会議員等に支給する旅費の取扱いを改正するため。

## 松戸市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

次の各条の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

（松戸市職員の旅費に関する条例の一部改正）

第1条 松戸市職員の旅費に関する条例(昭和35年松戸市条例第17号)の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p><b>（用語の定義）</b></p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 職員 松戸市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年松戸市条例第29号）第1条第2項に規定する職員及び<u>法第22条の2第1項第2号に掲げる職員並びに市長、副市長、教育長及び常勤監査委員</u>（以下「市長等」という。）をいう。</p> <p>(2) <u>旅行</u> 本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。）における旅行をいう。</p> <p>(3) 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。</p> <p>(4) 出張 職員が公務のため一時その<u>勤務所をはなれて旅行</u>することをいう。</p>	<p><b>（用語の意義）</b></p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 職員 松戸市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年松戸市条例第29号）第1条第2項に規定する職員及び<u>地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員並びに市長、副市長、教育長及び常勤監査委員</u>（以下「市長等」という。）をいう。</p> <p>(2) <u>内国旅行</u> 本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。<u>以下同じ。</u>）における旅行をいう。</p> <p>(3) 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。<u>以下同じ。</u>）との間における旅行及び外国における旅行をいう。</p> <p>(4) 出張 職員が公務のため一時その<u>在勤公署（常時勤務する在勤公署のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者</u>（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行することをいう。</p> <p>(5) <u>赴任</u> 新たに採用された職員のうち、本市の要請により国家公務員若しくは他の地方公共団体等の職員から引き続いて職員となつた者がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から</p>

在勤公署に旅行し、又は転任を命ぜられた職員が、その転任に伴う移転のため旧在勤公署から新在勤公署に旅行することをいう。

(6) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。

(7) 家族 内国旅行にあつては、職員の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあつては、職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものをいう。

(5) (略)

(8) (略)

(9) 旅行役務提供者 旅行業者 (旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。) その他の規則で定める者(以下「旅行業者等」という。)であつて、市と旅行役務提供契約(旅行業者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。)を締結したものを行う。

(旅費の支給)

第3条 職員が出張した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し旅費を支給する。

(1) 職員が出張中に退職、失職又は休職(以下「退職等」という。)となつた場合には当該職員

(2) 職員が出張中に死亡した場合には、当該職員の遺族

(旅費の支給)

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のための旅行中に退職、失職又は休職(以下「退職等」という。)となつた場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)には、当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

3 職員が前項第1号に該当する場合において、地方公務員法第28条第4項又は第29条の規定により退職等となつた場合には、前項の規定にかかわらず同項の規定による旅費は支給しない。

4 (略)

5 第1項、第2項及び前項の規定により、旅費の支給を受けることのできる者が、その出発前に次条第3項の規定により旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となつた金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により、旅費の支給を受けることのできる者が、旅行中交通機関等の事故又は天災等により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかつた場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

#### (旅行命令)

第4条 旅行は、任命権者もしくはその委任を受けた者または旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令等によって行わなければならない。

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときには、当該遺族

3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法第28条第4項又は第29条の規定により退職等となつた場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。

4 (略)

5 第1項、第2項及び前項の規定により、旅費の支給を受けることのできる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうち、その者の損失となる金額又は支出をする金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により、旅費の支給を受けることのできる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかつた場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

#### (旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によつて行われなければならない。

(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

	(2) <u>前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼</u>
2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信によつては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。	2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によつては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。
3 旅行命令権者は、すでに発した旅行命令等を変更する必要があると認める場合には、自らまたは次条第1項もしくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、 <u>これを変更する</u> ことができる。	3 旅行命令権者は、すでに発した旅行命令等を変更する必要があると認める場合には、自らまたは次条第1項もしくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、 <u>その変更をする</u> ことができる。
4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、 <u>またはこれを変更する</u> には、旅行命令簿に <u>当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない</u> 。ただし、 <u>これを提示する</u> いとまがない場合は、口頭により旅行命令を発し、 <u>またはこれを変更する</u> ことができる。この場合において、旅行命令権者はできるだけすみやかに旅行命令簿に <u>当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない</u> 。	4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、 <u>又はその変更をする</u> には、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に、規則で定める事項の記載または記録をし、 <u>当該事項を当該旅行者に通知しなければならない</u> 。ただし、 <u>旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をする</u> いとまがない場合には、 <u>この限りでない</u> 。
	5 <u>前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかつた場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。</u>
(旅行命令に従わない旅行)	(旅行命令に従わない旅行)
第5条 旅行者は、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情により、 <u>旅行命令等</u> （前条第3項の規定により <u>変更された</u> 旅行命令等を含む。以下本条において同じ。）に従つて旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。	第5条 旅行者は、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により <u>変更を受けた</u> 旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従つて旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。
2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないので旅行した後、できるだけすみやかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。	2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないので旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。
3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、 <u>または申請した</u> がその変更が認められない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をせしめなければならない。	3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、 <u>又は申請をした</u> がその変更が認められない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をせしめなければならない。

められなかつた場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従つた限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。

6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

8 食卓料は、水路旅行の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

第7条 削除

(旅費の計算)

第8条 旅費は、最も経済的な通常の経路および方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情により最も経済的な経路または方法によつて旅行し難い場合には、その現によつた経路および方法によつて計算する。

められなかつた場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従つた限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の種目及び内容)

第6条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、家族移転費、渡航雜費及び死亡手当とし、これらの内容については、第9条から第19条までの規定の定めるところによる。

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(旅費の計算)

第7条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条及び第9条から第19条までに規定する種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によつて計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

第9条 旅費計算上の旅行日数は、その旅行目的のために、現に要した日数による。ただし、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて1日の割合をもつて通算した日数をこえることができない。

2 前項ただし書の規定により通算した日数に、1日未満の端数を生じたときは1日とする。

第10条 1日の旅行において日当および宿泊料について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当および宿泊料を支給する。

第11条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過等のため、鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

(削除)

(削除)

(削除)

#### (旅費の請求手続)

第8条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者で、その精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）に必要な資料を添えてこれを当該旅費又は当該金額の支払をする者（以下「支払担当者」という。）に提出しなければな

らない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかつたため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかつた部分の金額の支給又は支払を受けることができない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 支払担当者は、前項の規定による精算の結果、過払金があつた場合には所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。
- 4 支払担当者は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかつた場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかつた場合には、当該支払担当者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならぬ。
- 5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて市長が別に定めるものをいう。次項において同じ。）をもつて提出することができる。
- 6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支払担当者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。
- 7 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項並びに第2項及び第3項に規定する期間並びに第4項に規定する給与の種類その他必要な事項は、規則で定める。

#### (鉄道賃)

第12条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客

#### (鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年

運賃（以下本条において「運賃」という。）、急行料金、特別車両料金及び座席指定料金による。

(1) 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、1等の運賃

(2) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃

(3) 急行料金を徴する線路による旅行の場合は、前2号に規定する運賃のほか、次に掲げる急行料金

ア 第1号の規定に該当する線路による旅行の場合には、これらの規定による急行料金

イ 前号の規定に該当する線路による旅行の場合には、その乗車に要する急行料金

(4) 第2号の規定に該当する線路で特別車両料金を徴する客車を運行するものによる旅行をする場合であつて、市長が特に必要と認めるときは、同号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか特別車両料金

(5) 座席指定料金を徴する線路による旅行をする場合には、第1号又は第2号に規定する運賃、第3号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金

2 前項第3号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り支給する。

(1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で、片道100キロメートル（県内旅行の場合又は特別急行列車を利用することにより宿泊が必要になると市長が認める場合においては、50キロメートル。）以上のもの

(2) 普通急行列車又は準急行列車を運行する線路による旅行で、片道50キロメートル以上のもの

3 第1項第5号の座席指定料金は、普通急行列車を運行する線路による旅行で、片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り支給する。

#### （船賃）

第13条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び桟橋賃を含む。以下本条において「運賃」という。）、寝台料金、特別船室料金

法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級（市長等が移動する場合には、最上級）、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された鉄道により市長等以外の者が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

#### （船賃）

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相

及び座席指定料金による。

- (1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃
- (2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃
- (3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
- (4) 公務上の必要により、別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金
- (5) 第3号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合であつて、市長が特に必要と認めるときは、同号に規定する運賃及び第4号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金
- (6) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行をする場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

当するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級（市長等が移動する場合には、最上級）、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された船舶により市長等以外の者が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

#### （車賃）

第14条 車賃の額は、1キロメートルにつき37円を定額とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

2 車賃は、全路程を通算して計算する。

3 前項の規定により通算した路程に、1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

（削除）

#### （航空賃）

第15条 航空賃は、現に支払った旅客運賃とする。

#### （航空賃）

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に

支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。) の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額とする。

- (1) 外国旅行の場合であつて、運賃の等級が2に区分された航空機により市長等が移動するとき及び市長等以外の者が長時間にわたる移動として規則で定めるもの（次号において「特定航空移動」という。）をするとき 最上級の運賃の額
- (2) 外国旅行の場合であつて、運賃の等級が3以上に区分された航空機により市長等が移動するとき及び市長等以外の者が特定航空移動をするとき 最上級の直近下位の級の運賃の額

#### (その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。) の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。) の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。) を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。) その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。) を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業とし

て有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

(日当)

第16条 日当は、宿泊を伴う場合に限り、別表に定める区分に応じ、同表に定める額を支給する。

(宿泊料)

第17条 宿泊料は、別表に定める区分に応じ、同表に定める額を支給する。

2 水路旅行及び航空旅行の宿泊料については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、上陸又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。

(削除)

(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国の職員につき国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。以下「省令」という。）により定められている宿泊費基準額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。この場合において、職員に対応する国の職員は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる省令における国の職員とする。

(1) 市長等 指定職職員等

(2) 市長等以外の職員 職務の級が10級以下の者

2 前項の規定にかかわらず、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合の宿泊費の額は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一體の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による交通費（第17条において「交通費」という。）の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、国の職員につき省令により定められている宿泊手当の額

とする。

(転居費)

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用  
(次条第1項第1号又は第2号に規定する場合の  
家族の転居に要する費用を含む。) とし、その額  
は、転居の実態を勘案して規則で定める方法によ  
り算定される額とする。

(家族移転費)

第17条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に  
要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

- (1) 赴任の際家族 (赴任を命ぜられた日において  
同居している者に限る。この号及び次号におい  
て同じ。) を職員の新居住地に移転する場合に  
は、家族1人ごとに、職員がその移転をするもの  
として算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費及  
び宿泊手当の合計額に相当する額
  - (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任  
を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職  
員の居住地 (赴任後家族を移転するまでの間に  
更に赴任があつた場合には、当該赴任後における  
職員の新居住地) に移転する場合には、同号  
の規定に準じて算定した額
- 2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他  
やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に  
規定する期間を延長することができる。

(食卓料)

第18条 食卓料は、船賃のほかに食費を要する場  
合又は船賃を要しないが食費を要する場合に限  
り、別表に定める区分に応じ、同表に定める額を  
支給する。

(渡航雑費)

第18条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、  
その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数  
料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国  
税その他外国旅行に必要なものとして規則で定め  
る費用の額とする。

(市内出張旅費)

第19条 市内出張旅費は、交通機関を利用する必  
要のある場合に限り、これに要する鉄道賃及び車

(死亡手当)

第19条 死亡手当は、職員の外国における死亡に  
伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、

<u>賃の実費を支給する。</u>	<u>国の職員につき省令により定められている死亡手当の額とする。</u>
<u>第20条 削除</u>	<u>(削除)</u>
<u>(研修旅費)</u>	
<u>第21条 職員が、研修、講習、訓練、その他これに類する目的のため（以下「研修等」という。）5日以上にわたり出張する場合に支給する旅費は、次の各号による。</u>	<u>(削除)</u>
<p>(1) 鉄道賃、船賃は、乗車船に要する最低運賃</p> <p>(2) 日当及び宿泊料は、別表に定める区分に応じ、同表に定める額の6割</p>	
<u>2 長期にわたる研修等で、宿泊施設があり前項第2号の規定による支給額が不当にその実費を超える場合は、その都度市長（市長以外の任命権者は市長と協議して。）が定める。</u>	
<u>(退職者等の旅費)</u>	<u>(退職者等の旅費)</u>
<u>第22条 職員が出張中、退職等となつた場合に支給する旅費は、退職等となつた日にいた地から、本市までの前職務相当の旅費とする。</u>	<u>第20条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。</u>
	<u>2 前項の場合において、退職等となつた職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。</u>
	<u>3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。</u>
<u>(遺族の旅費)</u>	<u>(遺族の旅費)</u>
<u>第23条 職員が出張中に死亡した場合に支給する旅費は、死亡地から本市までの往復に要する前職務相当の旅費とする。</u>	<u>第21条 第3条第2項第2号又は第3号の規定により支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。</u>
<u>2 遺族が前項の規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第5号に掲げる順序による。た</u>	

だし、同順位者がある場合には、年長者を先順位とする。

(旅費の支給額の上限)

第22条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいづれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第7条、第13条、第14条、第16条、第17条第1項及び第18条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいづれか少ない額を合計した額とする。

(外国旅行の旅費)

第23条の2 職員が外国旅行をする場合の旅費は、国家公務員の例に準じて市長が定める。

(旅費の調整)

第24条 公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合、その他当該旅行における特別の事情により、または当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不當に旅行の実費をこえた旅費、または通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費をこえることとなる部分の旅費またはその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 職員が市長等の随行等で旅行した場合において、定額の旅費をもつて実費を支弁し得ないときは、日当を除く以外の旅費について市長等と同額を支給することができる。

(旅費の調整)

第23条 旅行命令権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により、又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不當に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超える部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 旅行命令権者は、職員が市長等の随行等で旅行した場合において、当該旅行内容を勘案し、必要と認める額を支給することができる。ただし、支給することができる旅費の上限は市長等と同額とする。

3 職員がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長が定める旅費を支給することができる。

(旅費の支給期日等)

第25条 旅費は、すべて当月分を翌月21日（その日が休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日）に支給する。ただし、数月分を取りまとめて支給することを妨げない。

2 (略)

3 講習、その他の事由によって、遠隔地もしくは長期にわたつて旅行する職員に対しては、旅費の概算払をすることができる。

4 前項の規定により、概算払にかかる旅費の支給を受けた職員は、当該旅行が完了した後10日以内に旅行命令権者に必要な書類を提出し、旅費の精算をしなければならない。

5 旅行命令権者は、旅費の精算の結果過払金があつたときは、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。

6 旅行命令権者は、概算払にかかる旅費の支給を受けた職員が、旅費の精算をしなかつた場合、または前項の過払金を返納しなかつた場合には、その後においてその者に支払う給与もしくは旅費の額から、当該概算払にかかる旅費額または当該過払金に相当する額を差引かなければならぬ。

3 旅行命令権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、当該旅行内容を勘案し、必要と認める額を支給することができる。

(旅費の支給期日等)

第24条 旅費は、すべて当月分を翌月21日（その日が松戸市の休日を定める条例（平成元年松戸市条例第23号）第1条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日）に支給する。ただし、数月分を取りまとめて支給することを妨げない。

2 (略)

3 講習、その他の事由によって、遠隔地又は長期にわたつて旅行する職員に対しては、旅費の概算払をすることができる。

(削除)

(削除)

(削除)

(旅費の特例)

第25条 旅行命令権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項又は第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができる

いとき又はこの条例の規定により支給する旅費が同法第15条第3項又は第64条の規定による旅費に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(旅費の返納)

第26条 支払担当者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支払担当者は、前項に規定する返納に代えて、当該支払担当者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

第26条 (略)

別表 (第16条—第18条、第21条関係)

区分	日当 (1日につ き)	宿泊料 (1夜につ き)	食卓料 (1夜につ き)
市長等	3,000円	15,300円	3,000円
市長等以外の職員	2,200円	13,300円	2,200円

第27条 (略)

(削除)

(松戸市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正)

第2条 松戸市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例（昭和26年松戸市条例第44号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(報酬の額) 第2条 報酬は、別表1に掲げる額とする。	(報酬の額) 第2条 報酬は、別表に掲げる額とする。

(費用弁償)	(費用弁償)												
第8条 (略)	第8条 (略)												
2 前項の規定による費用弁償の種類及び額は、別表2に定めるとおりとする。	2 前項の規定による費用弁償の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当とし、その額は、松戸市職員の旅費に関する条例（昭和35年松戸市条例第17号）第2条第1号に規定する市長等の例による。												
3 (略)	3 (略)												
別表1 (第2条関係) (表略)	別表 (第2条関係) (表略)												
別表2 (第8条関係)	(削除)												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車賃(1キロメートルにつき)</td> <td>37円</td> </tr> <tr> <td>日当(1日につき)</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>宿泊料(1夜につき)</td> <td>15,300円</td> </tr> <tr> <td>食卓料(1夜につき)</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>鉄道賃、船賃及び航空賃</td> <td>一般職の職員の鉄道賃、船賃及び航空賃に相当する額</td> </tr> </tbody> </table>	種類	額	車賃(1キロメートルにつき)	37円	日当(1日につき)	3,000円	宿泊料(1夜につき)	15,300円	食卓料(1夜につき)	3,000円	鉄道賃、船賃及び航空賃	一般職の職員の鉄道賃、船賃及び航空賃に相当する額	
種類	額												
車賃(1キロメートルにつき)	37円												
日当(1日につき)	3,000円												
宿泊料(1夜につき)	15,300円												
食卓料(1夜につき)	3,000円												
鉄道賃、船賃及び航空賃	一般職の職員の鉄道賃、船賃及び航空賃に相当する額												

(特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部改正)

第3条 特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例（昭和31年松戸市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(費用弁償)	(費用弁償)
第10条 (略)	第10条 (略)
2 前項の規定による費用弁償の種類及び額は、別表5に定めるとおりとする。	2 前項の規定による費用弁償の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当とし、その額は、市長等の例による。
3・4 (略)	3・4 (略)

別表5（第10条関係）

(削除)

区分	車賃 (1 キロ メー トル につ き)	日当 (1 日につ き)	宿泊料 (1 夜につ き)	食卓料 (1夜に つき)	鉄道賃、 船賃及 び航空 賃
委員会の委員等附属機関の委員等	37円	3,000円	15,300円	3,000円	一般職の職員の鉄道賃、船賃及び航空賃に相当する額

(証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

第4条 証人等の実費弁償に関する条例(昭和42年松戸市条例第21号)の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(目的)  第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第207条、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第212条第3項および農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第29条第4項の規定に基づき市議会、市選挙管理委員会および市農業委員会の求めにより出頭し、または公聴会に参加した選挙人、関係人、証人等(以下「証人等」という。)の実費弁償について定めることを目的とする。	(目的)  第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第207条、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第212条第3項及び農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第35条第4項の規定に基づき市議会、市選挙管理委員会および市農業委員会の求めにより出頭し、又は公聴会に参加した選挙人、関係人、証人等(以下「証人等」という。)の実費弁償について定めることを目的とする。
第3条 市外に住所または居所を有する証人等が出頭し、または参加したときは、前条の額のほか、これに要した鉄道賃、船賃、車賃、航空賃および宿泊料を支給する。その額は別表のとおりとする。	第3条 市外に住所又は居所を有する証人等が出頭し、又は参加したときは、前条の額のほか、これに要した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費を支給し、その額は、松戸市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年松戸市条例第29号)第1条第2項に規定する職員の例による。

別表（第3条関係）

(削除)

種類	額
車賃（1キロメートルにつき）	37円
宿泊料（1夜につき）	13,300円
鉄道賃、船賃及び航空賃	一般職の職員の鉄道賃、船賃及び航空賃に相当する額

（松戸市消防団条例の一部改正）

第5条 松戸市消防団条例（昭和26年松戸市条例第47号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後												
（費用弁償） 第13条 団員が公務のため市外に出張し、又は訓練等の職務に従事した場合においては、別表第3によりその費用を弁償する。	（費用弁償） 第13条 団員が公務のため市外に出張し、又は訓練等の職務に従事したときは、その費用を弁償する。												
2 前項の費用弁償の支給期日は、その事由の発生した月の翌月15日とする。ただし、数か月分を取りまとめて支給することができる。	2 前項の規定による費用弁償の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当を支給し、その額は、松戸市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年松戸市条例第29号）第1条第2項に規定する職員の例による。												
3 前2項に定めるもののほか費用弁償の支給については、一般職の職員の旅費の支給の例による。	3 前2項に規定する費用弁償の支給期日は、その事由の発生した月の翌月15日とする。ただし、数か月分を取りまとめて支給することができる。												
別表第3（第13条関係） 消防団員費用弁償支給表	（削除）												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>車賃 (1キロメートルにつき)</th> <th>日当 (1日につき)</th> <th>宿泊料 (1夜につき)</th> <th>食卓料 (1夜につき)</th> <th>鉄道 賃、船 賃及び 航空賃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市外</td> <td>37円</td> <td>2,200円</td> <td>13,300円</td> <td>2,200円</td> <td>一般職</td> </tr> </tbody> </table>	区分	車賃 (1キロメートルにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)	鉄道 賃、船 賃及び 航空賃	市外	37円	2,200円	13,300円	2,200円	一般職	
区分	車賃 (1キロメートルにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)	鉄道 賃、船 賃及び 航空賃								
市外	37円	2,200円	13,300円	2,200円	一般職								

<u>出張</u>				<u>の職員</u> <u>の鉄道</u> <u>賃、船</u> <u>賃及び</u> <u>航空賃</u> <u>に相当</u> <u>する額</u>	
<u>訓 練</u>	交通機関を利用する必要のある場合に限				
<u>等 の</u>	り、鉄道賃及び車賃の実費				
<u>職務</u>					

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の松戸市職員の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第2条第1項第4号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に第1条の規定による改正前の松戸市職員の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第1項第4号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等の変更をする旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 3 新条例第3条第5項及び第6項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。
- 4 新条例第26条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。
- 5 第2条の規定による改正後の松戸市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例、第3条の規定による改正後の特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例、第4条の規定による改正後の証人等の実費弁償に関する条例及び第5条の規定による改正後の松戸市消防団条例の規定は、施行日以後に出発する旅行から適用し、同日前までに出発した旅行については、なお従前の例による。

議案第86号

松戸市高志教育振興基金条例を廃止する条例の制定について

松戸市高志教育振興基金条例を廃止する条例を次のように定める。

令和8年2月20日提出

松戸市長 松戸 隆政

提案理由

松戸市立小学校、松戸市立中学校及び松戸市立高等学校間におけるネットワークの構築に必要な設備及び機器の整備等に要する経費の財源として、基金の全額を処分するため。

## 松戸市高志教育振興基金条例を廃止する条例

松戸市高志教育振興基金条例（平成13年松戸市条例第8号）は、廃止する。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 松戸市高志教育振興基金条例

### (設置)

第1条 21世紀の日本の繁栄発展のためには高度な情報ネットワークの構築とともにその有効活用のための個人のコンピュータアクセス能力と応用能力の習熟度の向上による高度情報化社会への適応能力の普遍化等が重要である。この認識に基づき次世代を担う青少年の情報技術教育及び科学技術教育の振興を願う寄附者の意思を尊重し、当該寄附金を有効かつ適切に使用することにより本市小中学校及び高等学校における情報技術及び科学技術に関する教育に資するため、松戸市高志教育振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

### (基金の額)

第2条 基金の額は、300,000,000円とする。

2 次条の規定により処分が行われたときは、基金の額は、当該処分相当額について減少したものとし、また、第6条の規定により繰入れが行われたときは、当該繰入れ相当額について増加したものとする。

### (基金の処分)

第3条 基金は、第1条の目的に従い、次の各号に掲げる場合に処分するものとする。

(1) 児童生徒等のコンピュータの習熟度の向上を図るための教育に必要な施設整備等に要する経費の財源に充てる場合

(2) 本市小中学校及び高等学校間のインターネット・ネットワークの構築に必要な設備及び機器の整備等に要する経費の財源に充てる場合

(3) 科学技術等に関する教育に必要な設備及び機器の整備等に要する経費の財源に充てる場合

2 前項の規定にかかわらず、寄附者の意思に基づき市長が必要と認める経費の財源に充てる場合においても基金を処分することができる。

### (基金の使用)

第4条 前条の規定により基金を処分し、当該財源として使用するときは、その金額を一般会計の歳入に繰り出し、その歳出として支出する。

### (基金の管理)

第5条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

### (運用益金の処理)

第6条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して第3条第1項各号に掲げる費用に充て、余剰があるときは、当該剰余金は基金に繰り入れるものとする。

### (繰替運用)

第7条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

### (委任)

第8条 この条例に定めるもののほか基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第87号

松戸市病院施設整備基金条例を廃止する条例の制定について

松戸市病院施設整備基金条例を廃止する条例を次のように定める。

令和8年2月20日提出

松戸市長 松戸 隆政

提案理由

本市病院事業における病院施設の移転・建設及びそれに伴う整備が完了したため。

## 松戸市病院施設整備基金条例を廃止する条例

松戸市病院施設整備基金条例（平成21年松戸市条例第9号）は、廃止する。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

松戸市病院施設整備基金条例

(設置)

第1条 本市の病院施設の移転、建設及び整備に要する資金に充てるため、松戸市病院施設整備基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる金額は、前条に規定する設置目的に沿う寄附金を含め、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条の設置目的に沿う事業の財源に充てる場合に限り、予算に計上して、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

議案第88号

松戸市病院事業運営整備基金条例の制定について

松戸市病院事業運営整備基金条例を次のように定める。

令和8年2月20日提出

松戸市長 松戸 隆政

提案理由

松戸市病院事業運営整備基金を設置することにより、本市病院事業の円滑な運営に資するため。

## 松戸市病院事業運営整備基金条例

### (設置)

第1条 本市の病院事業の施設の整備及び円滑な運営に要する資金に充てるため、松戸市病院事業運営整備基金(以下「基金」という。)を設置する。

### (積立て)

第2条 基金として積み立てる金額は、前条に規定する設置目的に沿う寄附金を含め、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

### (繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

### (処分)

第6条 基金は、第1条の設置目的に沿う事業の財源に充てる場合に限り、予算に計上して、その全部又は一部を処分することができる。

### (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第89号

松戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月20日提出

松戸市長 松戸 隆政

提案理由

市民の利便性向上を目的として、コンビニエンスストア等に設置された多機能端末機による証明書等の交付を促進するために、多機能端末機を使用した証明書等の交付に係る手数料を引き下げるため。

## 松戸市手数料条例の一部を改正する条例

松戸市手数料条例（昭和27年松戸市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後												
(手数料の種類及び金額) 第2条 手数料の種類及びその金額は、次表のとおりとする。 <table border="1"><thead><tr><th>種類</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>所得又は資産に関する証明</td><td>1件につき 300円</td></tr></tbody></table>	種類	金額	(略)		所得又は資産に関する証明	1件につき 300円	(手数料の種類及び金額) 第2条 手数料の種類及びその金額は、次表のとおりとする。 <table border="1"><thead><tr><th>種類</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>所得又は資産に関する証明</td><td>1件につき 300円 (多機能端末機 (本市の電子計算組織と電気通信回路により接続された専用の端末機であつて、利用者自らが必要な操作を行うことにより、自動的に証明書を交付する機能を有するものをいう。以下同じ。)による交付を受ける場合にあつては、200円)</td></tr></tbody></table>	種類	金額	(略)		所得又は資産に関する証明	1件につき 300円 (多機能端末機 (本市の電子計算組織と電気通信回路により接続された専用の端末機であつて、利用者自らが必要な操作を行うことにより、自動的に証明書を交付する機能を有するものをいう。以下同じ。)による交付を受ける場合にあつては、200円)
種類	金額												
(略)													
所得又は資産に関する証明	1件につき 300円												
種類	金額												
(略)													
所得又は資産に関する証明	1件につき 300円 (多機能端末機 (本市の電子計算組織と電気通信回路により接続された専用の端末機であつて、利用者自らが必要な操作を行うことにより、自動的に証明書を交付する機能を有するものをいう。以下同じ。)による交付を受ける場合にあつては、200円)												
(略) 住民票又は戸籍の附票の写しの交付	(略) 住民票又は戸籍の附票の写しの交付												
(略) 印鑑登録証明書	(略) 印鑑登録証明書												

(略)

(略)

別表第1（第2条関係）

事務の種類	金額
1 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付	1通につき 450円

(略)

別表第1（第2条関係）

事務の種類	金額
1 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付	1通につき 450円（多機能端末機による交付を受ける場合にあっては、350円）

(略)

#### 附 則

1・2 (略)

#### 附 則

1・2 (略)

(多機能端末機による交付に係る手数料の特例)

3 令和8年7月1日から令和9年6月30日までの間、多機能端末機により証明書等の交付を受ける場合における第2条及び別表第1の規定の適用については、第2条の表所得又は資産に関する証明の項金額の欄中「200円」とあるのは「10円」と、同表住民票又は戸籍の附票の写しの交付の項金額の欄中「200円」とあるのは「10円」と、同表印鑑登録証明書の項金額の欄中「200円」とあるのは「10円」と、別表第1第1項金額の欄中「350円」とあるのは「10円」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

議案第90号

松戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月20日提出

松戸市長 松戸 隆政

提案理由

マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に伴い、耐震性不足等でマンションの建替え等を行う場合の容積率及び高さ制限の緩和に係る特例許可申請手数料を整備するほか、建築基準法施行令等の改正に伴う所要の改正を行うため。

## 松戸市手数料条例の一部を改正する条例

松戸市手数料条例（昭和27年松戸市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後																														
別表第4（第2条関係） 1～4（略） 5 建築許可等申請手数料	別表第4（第2条関係） 1～4（略） 5 建築許可等申請手数料																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事務の種類</th><th>手数料の名称</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td></tr> <tr> <td>38の8 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この表において「令」という。）<u>第137条の12</u> <u>第6項</u>の規定による建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定の申請に対する審査</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>38の9 令第137条の12<u>第7項</u>の規定による建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定の申請に対する審査</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td></tr> </tbody> </table>	事務の種類	手数料の名称	金額	(略)			38の8 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この表において「令」という。） <u>第137条の12</u> <u>第6項</u> の規定による建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定の申請に対する審査	(略)	(略)	38の9 令第137条の12 <u>第7項</u> の規定による建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定の申請に対する審査	(略)	(略)	(略)			<table border="1"> <thead> <tr> <th>事務の種類</th><th>手数料の名称</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td></tr> <tr> <td>38の8 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この表において「令」という。）<u>第137条の12</u> <u>第11項</u>の規定による建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定の申請に対する審査</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>38の9 令第137条の12<u>第12項</u>の規定による建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定の申請に対する審査</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td></tr> </tbody> </table>	事務の種類	手数料の名称	金額	(略)			38の8 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この表において「令」という。） <u>第137条の12</u> <u>第11項</u> の規定による建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定の申請に対する審査	(略)	(略)	38の9 令第137条の12 <u>第12項</u> の規定による建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定の申請に対する審査	(略)	(略)	(略)		
事務の種類	手数料の名称	金額																													
(略)																															
38の8 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この表において「令」という。） <u>第137条の12</u> <u>第6項</u> の規定による建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定の申請に対する審査	(略)	(略)																													
38の9 令第137条の12 <u>第7項</u> の規定による建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定の申請に対する審査	(略)	(略)																													
(略)																															
事務の種類	手数料の名称	金額																													
(略)																															
38の8 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この表において「令」という。） <u>第137条の12</u> <u>第11項</u> の規定による建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定の申請に対する審査	(略)	(略)																													
38の9 令第137条の12 <u>第12項</u> の規定による建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定の申請に対する審査	(略)	(略)																													
(略)																															
6～8（略） 9 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料	6～8（略） 9 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料																														

(表略)

備考

- (1) (略)  
(2) 「適合証等」とは、次に掲げる書面をいう。  
ア (略)

イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律  
第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に基づく断熱等性能等級5、等級6又は等級7及び一次エネルギー消費量等級6に適合している場合に限る。）の写し

ウ (略)

10 マンションの容積率の特例許可申請手数料

事務の種類	手数料の名称	金額
マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条第1項の規定により新たに建築されるマンションの容積率の特例に係る許可の申請に対する審査	マンションの容積率の特例許可申請手数料	(略)

11 建築物エネルギー消費性能適合性判定等申請手数料

(1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定

事務の種類	区分			金額	
	建物の用途	評価方法	床面積の合計		
(略)					
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第					

(表略)

備考

- (1) (略)  
(2) 「適合証等」とは、次に掲げる書面をいう。

ア (略)

イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律  
第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に基づく断熱等性能等級5、等級6又は等級7及び一次エネルギー消費量等級6、等級7又は等級8に適合している場合に限る。）の写し

ウ (略)

10 マンションの容積率等の特例許可申請手数料

事務の種類	手数料の名称	金額
マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第163条の59第1項の規定により新たに建築又は更新されるマンションの容積率又は各部分の高さの特例に係る許可の申請に対する審査	マンションの容積率等の特例許可申請手数料	(略)

11 建築物エネルギー消費性能適合性判定等申請手数料

(1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定

事務の種類	区分			金額	
	建物の用途	評価方法	床面積の合計		
(略)					
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第					

<p>5号) 第3条に規定する軽微な変更に関する証明書の交付の申請に対する審査</p> <p>(2) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定 (表略)</p> <p><b>備考</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「適合証等」とは、次に掲げる書面をいう。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級5、等級6又は等級7及び一次エネルギー消費量等級6）の写し</p> <p>ウ (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>5号) 第5条に規定する軽微な変更に関する証明書の交付の申請に対する審査</p> <p>(2) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定 (表略)</p> <p><b>備考</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「適合証等」とは、次に掲げる書面をいう。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級5、等級6又は等級7及び一次エネルギー消費量等級6、<u>等級7又は等級8</u>）の写し</p> <p>ウ (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表第4第5項、第9項及び第11項の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第91号

松戸市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

松戸市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する條  
例を次のように定める。

令和8年2月20日提出

松戸市長 松戸 隆政

提案理由

文化政策について、市長部局においてより柔軟かつ一体的な取組みを推進す  
るため。

## 松戸市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例

松戸市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（令和6年松戸市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>（職務権限の特例）</p> <p>第2条 市長が管理し、及び執行する教育に関する事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 文化に関すること <u>（文化政策の総合調整並びににぎわい創出及び地域コミュニティの活性化に関する事務に限る。）</u> （文化財の保護に関する事務を除く。）。</p>	<p>（職務権限の特例）</p> <p>第2条 市長が管理し、及び執行する教育に関する事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 文化に関すること（文化財の保護に関する事務を除く。）。</p>

### 附 則

#### （施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条に規定する事務として教育委員会若しくはその権限の委任を受けた教育長（以下「教育委員会等」という。）がした処分その他の行為でこの条例の施行の際現にその効力を有するもの又は施行日前に当該事務に関し教育委員会等に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後において第2条の規定により市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、別に定めがある場合を除き、施行日以後においては、同条に規定する事務として市長がした処分その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

#### （松戸市民劇場条例の一部改正）

3 松戸市民劇場条例（昭和56年松戸市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分

に改める。

(2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。

(3) 改正後欄に「(削除)」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。

(4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(管理運営) 第3条 市民劇場は、 <u>松戸市教育委員会</u> （以下「 <u>教育委員会</u> 」という。）が管理運営する。	(管理運営) 第3条 市民劇場は、 <u>市長</u> が管理運営する。
(利用の許可) 第4条 市民劇場を利用しようとする者は、あらかじめ <u>教育委員会</u> の許可を受けなければならない。 2 (略)	(利用の許可) 第4条 市民劇場を利用しようとする者は、あらかじめ <u>市長</u> の許可を受けなければならない。 2 (略)
(利用の不許可) 第5条 <u>教育委員会</u> は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、市民劇場の利用を許可しないことができる。 (1)・(2) (略)	(利用の不許可) 第5条 <u>市長</u> は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、市民劇場の利用を許可しないことができる。 (1)・(2) (略)
(使用料の還付) 第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。 (1) (略) (2) 次条第1項第3号に該当し、 <u>教育委員会</u> が利用許可を取り消し、又は利用中に中止させたとき。 (3) 利用者が利用日前5日までに取消しの申出をし、 <u>教育委員会</u> がこれを認めたとき。	(使用料の還付) 第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。 (1) (略) (2) 次条第1項第3号に該当し、 <u>市長</u> が利用許可を取り消し、又は利用中に中止させたとき。 (3) 利用者が利用日前5日までに取消しの申出をし、 <u>市長</u> がこれを認めたとき。
(許可の取消し等) 第11条 <u>教育委員会</u> は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは中止させることができる。	(許可の取消し等) 第11条 <u>市長</u> は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは中止させることができる。

<p>きる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) その他<u>教育委員会</u>が特に必要があると認めるとき。</p> <p>2 (略)</p> <p>(損害賠償)</p> <p><b>第15条</b> 利用者は、その責により施設、設備及び備品等を滅失し、又はき損したときは、<u>教育委員会</u>の認定するところにより、その損害を賠償しなければならない。</p> <p>(販売行為等の禁止)</p> <p><b>第17条</b> 市民劇場及びその敷地内において、物品の販売その他これに類する行為をしてはならない。ただし、<u>教育委員会</u>の許可を受けたときは、この限りでない。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p><b>第18条</b> <u>教育委員会</u>は、市民劇場の設置目的を効果的に達成するため、その管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。この場合において、第4条及び第5条中「<u>教育委員会</u>」とあるのは「指定管理者」と、第7条（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「ならない。ただし、本市が直接利用する場合は、この限りでない」とあるのは「ならない（本市が直接利用する場合は、この限りでない。）。この場合において、<u>教育委員会</u>は、指定管理者に対し、利用料金を指定管理者の収入として收受させるものとする」と、第8条（見出しを含む。）及び第9条（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第10条（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「<u>教育委員会</u>」とあるのは「指定管理者」と、第11条及び第17条ただし書中「教</p>	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) その他<u>市長</u>が特に必要があると認めるとき。</p> <p>2 (略)</p> <p>(損害賠償)</p> <p><b>第15条</b> 利用者は、その責により施設、設備及び備品等を滅失し、又はき損したときは、<u>市長</u>の認定するところにより、その損害を賠償しなければならない。</p> <p>(販売行為等の禁止)</p> <p><b>第17条</b> 市民劇場及びその敷地内において、物品の販売その他これに類する行為をしてはならない。ただし、<u>市長</u>の許可を受けたときは、この限りでない。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p><b>第18条</b> <u>市長</u>は、市民劇場の設置目的を効果的に達成するため、その管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。この場合において、第4条及び第5条中「<u>市長</u>」とあるのは「指定管理者」と、第7条（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「ならない。ただし、本市が直接利用する場合は、この限りでない」とあるのは「ならない（本市が直接利用する場合は、この限りでない。）。この場合において、<u>市長</u>は、指定管理者に対し、利用料金を指定管理者の収入として收受させるものとする」と、第8条（見出しを含む。）及び第9条（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第10条（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「<u>教育委員会</u>」とあるのは「指定管理者」と、第11条及び第17条ただし書中「<u>市長</u>」とあるのは「指</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>「<u>育委員会</u>」とあるのは「指定管理者」と、別表第1中「使用料金」とあるのは「利用料金」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、別表第2中「使用料金」とあるのは「利用料金」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(指定管理者が行う管理の基準)</p> <p>第19条 市民劇場の開場時間及び休場日は、<u>教育委員会</u>が規則で定める。</p> <p>2 前項に定めるもののほか指定管理者が行う管理の基準は、<u>教育委員会</u>が別に定める。</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第20条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行ふものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)・(2) (略)</li> <li>(3) 施設及び設備の維持管理（<u>教育委員会</u>が定めるものを除く。）に関する業務</li> <li>(4) その他<u>教育委員会</u>が必要と認める業務</li> </ul> <p>(委任)</p> <p>第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会</u>が規則で定める。</p>	<p>「<u>育委員会</u>」と、別表第1中「使用料金」とあるのは「利用料金」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、別表第2中「使用料金」とあるのは「利用料金」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(指定管理者が行う管理の基準)</p> <p>第19条 市民劇場の開場時間及び休場日は、<u>市長</u>が規則で定める。</p> <p>2 前項に定めるもののほか指定管理者が行う管理の基準は、<u>市長</u>が別に定める。</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第20条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行ふものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)・(2) (略)</li> <li>(3) 施設及び設備の維持管理（<u>市長</u>が定めるものを除く。）に関する業務</li> <li>(4) その他<u>市長</u>が必要と認める業務</li> </ul> <p>(委任)</p> <p>第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>市長</u>が規則で定める。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(松戸市文化ホール条例の一部改正)

- 4 松戸市文化ホール条例（昭和49年松戸市条例第36号）の一部を次のように改正する。
- 次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。
- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
  - (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
  - (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
  - (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前

改 正 後

<p>(管理運営)</p> <p>第3条 文化ホールは、<u>松戸市教育委員会</u>（以下「<u>教育委員会</u>」という。）が管理運営する。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第5条 文化ホールのうち、市民ギャラリー、市民ホール及び付属設備（以下「市民ギャラリー等」という。）については、<u>教育委員会</u>の許可を受けて使用することができる。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定に基づき許可をする場合、管理運営上必要な条件を付することができる。</p> <p>(入館又は使用の制限)</p> <p>第6条 <u>教育委員会</u>は、次の各号の一つに該当するときは、文化ホールの入館又は市民ギャラリー等の使用を制限することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(使用期間)</p> <p>第7条 市民ギャラリー等は、同一者が引き続き6日を超えて使用することはできない。ただし、<u>教育委員会</u>が特に文化ホールの管理運営上支障がないと認めたときは、この限りでない。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号の一つに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>教育委員会</u>が公益上その他やむを得ない理由により使用許可を取り消し、又は使用を中止させたとき。</p> <p>(3) 使用者が使用を開始する5日前までに使用の取消しの申出をし、<u>教育委員会</u>がこれを許可したとき。</p>	<p>(管理運営)</p> <p>第3条 文化ホールは、<u>市長</u>が管理運営する。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第5条 文化ホールのうち、市民ギャラリー、市民ホール及び付属設備（以下「市民ギャラリー等」という。）については、<u>市長</u>の許可を受けて使用することができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定に基づき許可をする場合、管理運営上必要な条件を付することができる。</p> <p>(入館又は使用の制限)</p> <p>第6条 <u>市長</u>は、次の各号の一つに該当するときは、文化ホールの入館又は市民ギャラリー等の使用を制限することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(使用期間)</p> <p>第7条 市民ギャラリー等は、同一者が引き続き6日を超えて使用することはできない。ただし、<u>市長</u>が特に文化ホールの管理運営上支障がないと認めたときは、この限りでない。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号の一つに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>市長</u>が公益上その他やむを得ない理由により使用許可を取り消し、又は使用を中止させたとき。</p> <p>(3) 使用者が使用を開始する5日前までに使用の取消しの申出をし、<u>市長</u>がこれを許可したとき。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>(使用許可の取消し等)</p> <p><b>第13条</b> <u>教育委員会</u>は、次の各号の一つに該当するときは、市民ギャラリー等の使用許可を取り消し、又は使用中であつても、これを中止させることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) その他<u>教育委員会</u>が特に必要と認めたとき。</p> <p>(販売行為等の禁止)</p> <p><b>第16条</b> 文化ホール内において、物品の販売その他これに類する行為をしてはならない。ただし、<u>教育委員会</u>の許可を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>(観覧料)</p> <p><b>第17条</b> <u>教育委員会</u>が展覧会を開催するときは、観覧料を徴収することができる。</p> <p>2 前項の観覧料は、別表第2に掲げる額を超えない範囲内において、その都度展示内容に応じ、<u>教育委員会</u>が定めるものとする。ただし、中学生以下の者に係る観覧料にあつては、無料とする。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(使用許可の取消し等)</p> <p><b>第13条</b> <u>市長</u>は、次の各号の一つに該当するときは、市民ギャラリー等の使用許可を取り消し、又は使用中であつても、これを中止させることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) その他<u>市長</u>が特に必要と認めたとき。</p> <p>(販売行為等の禁止)</p> <p><b>第16条</b> 文化ホール内において、物品の販売その他これに類する行為をしてはならない。ただし、<u>市長</u>の許可を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>(観覧料)</p> <p><b>第17条</b> <u>市長</u>が展覧会を開催するときは、観覧料を徴収することができる。</p> <p>2 前項の観覧料は、別表第2に掲げる額を超えない範囲内において、その都度展示内容に応じ、<u>市長</u>が定めるものとする。ただし、中学生以下の者に係る観覧料にあつては、無料とする。</p> <p>3・4 (略)</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

議案第92号

松戸市教育支援委員会条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市教育支援委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月20日提出

松戸市長 松戸 隆政

提案理由

教育委員会の組織改編に伴い、教育支援委員会の庶務に関する規定を整備するため。

## 松戸市教育支援委員会条例の一部を改正する条例

松戸市教育支援委員会条例（昭和54年松戸市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(庶務) 第9条 委員会の庶務は、 <u>学校教育部学習指導課</u> において処理する。	(庶務) 第9条 委員会の庶務は、 <u>特別支援教育を所管する所属</u> において処理する。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第93号

松戸市いじめ防止対策委員会条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市いじめ防止対策委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。  
令和8年2月20日提出

松戸市長 松戸 隆政

提案理由

いじめ重大事態に係る事実関係を明確にするための調査等に関して迅速な審議を図ることを目的として、委員定数を増員し、部会の設置を可能とするため。

## 松戸市いじめ防止対策委員会条例の一部を改正する条例

松戸市いじめ防止対策委員会条例（平成27年松戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(組織) 第3条 対策委員会は、委員 <u>5人</u> 以内をもって組織する。	(組織) 第3条 対策委員会は、委員 <u>10人</u> 以内をもって組織する。
第7条 (略)	第7条 (略)  <u>(部会)</u> <u>第8条 対策委員会は、必要に応じ、特定事項を調査審議するために部会を設置することができる。</u> <u>2 部会は、対策委員会の委員をもって組織し、部会に属すべき委員は、対策委員会の委員のうちから委員長が指名する。</u> <u>3 部会に部会長を置き、部会に所属する委員の互選によりこれを定める。</u> <u>4 部会長は、部会の事務を掌理する。</u> <u>5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。</u> <u>6 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「対策委員会」とあるのは「部会」と、同条第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第2項中「委員の」とあるのは「部会に属する委員の」と読み替えるものとする。</u>
<u>第8条・第9条 (略)</u>	<u>第9条・第10条 (略)</u>

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第94号

松戸市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例  
の制定について

松戸市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のように  
に定める。

令和8年2月20日提出

松戸市長 松戸 隆政

提案理由

子ども・子育て支援法の改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関し、  
必要な基準を定めるため。

## 松戸市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第3項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号。以下「府令」という。）で使用する用語の例による。

### (特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準)

第3条 法第54条の3において準用する法第46条第3項の規定により条例で定める基準は、府令に定める基準の例による。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第95号

松戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月20日提出

松戸市長 松戸 隆政

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に係る府令の改正を踏まえ、本市における同基準を整備するため。

## 松戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

松戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年松戸市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(職員) 第10条 (略) 2・3 (略) 4 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1) 保育士（ <u>国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）</u> 第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある放課後児童健全育成事業所にあっては、 <u>保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士</u> ）の資格を有する者 (2)～(10) (略) 5・6 (略)	(職員) 第10条 (略) 2・3 (略) 4 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1) 保育士（ <u>保育士又は千葉県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士</u> ）の資格を有する者 (2)～(10) (略) 5・6 (略)
(虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、 <u>法第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、 <u>法第33条の10第1項各号</u> に掲げるその行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第96号

松戸市保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市保育所設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月20日提出

松戸市長 松戸 隆政

提案理由

子どもの良質な生育環境を整備することを目的として、松戸市立保育所において、児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づく乳児等通園支援事業等を実施できるようにするため。

## 松戸市保育所設置条例の一部を改正する条例

松戸市保育所設置条例（昭和47年松戸市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
第8条 (略)	第8条 (略)  <u>(乳児等通園支援事業等)</u> 第9条 市は、保育所において、第1条に規定する 保育のほか、児童福祉法及び子ども・子育て支援 法に基づく乳児等通園支援事業その他子育て支援 に関する事業を実施することができる。
第9条 (略)	第10条 (略)

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第97号

松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月20日提出

松戸市長 松戸 隆政

提案理由

子ども・子育て支援金制度の創設による国民健康保険法施行令の改正に伴い保険料の算定方法を整備するとともに、被保険者一人当たり医療費の増加等による国民健康保険事業費納付金の増額に伴う保険料率の改定を行うため。

## 松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例

松戸市国民健康保険条例（昭和58年松戸市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p><u>（保険料の賦課額）</u></p> <p><u>第12条の2 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「政令」という。）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（同項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに介護納付金賦課被保険者（同項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合算額とする。</u></p>	<p><u>（保険料の賦課額）</u></p> <p><u>第12条の2 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。</u></p> <p class="list-item-l1">(1) <u>世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「政令」という。）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）</u></p> <p class="list-item-l1">(2) <u>世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（政令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）</u></p> <p class="list-item-l1">(3) <u>世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（政令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（政令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）</u></p> <p class="list-item-l1">(4) <u>世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（政令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）</u></p>
<p><u>（基礎賦課総額）</u></p> <p><u>第12条の3 保険料の賦課額のうち基礎賦課額（第19条第1項、第19条の4及び第19条の</u></p>	<p><u>（基礎賦課総額）</u></p> <p><u>第12条の3 保険料の賦課額のうち基礎賦課額（第19条第1項、第19条の4及び第19条の</u></p>

5の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。) の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第25条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができます。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア (略)

イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(千葉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額

ウ～オ (略)

カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(千葉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)を除く。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

5の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。) の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第25条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができます。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア (略)

イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(千葉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)、介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)並びに子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定による納付金(以下「子ども・子育て支援納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額

ウ～オ (略)

カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(千葉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)を除く。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

<p>ア (略)</p> <p>イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（千葉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、<u>病床転換支援金等及び介護納付金</u>の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額</p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第15条 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人について<u>21,000円</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第15条の5の5 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の2.62</u></p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人について<u>12,000円</u></p> <p>(介護納付金賦課額の保険料率)</p> <p>第15条の9 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の1.81</u></p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人について<u>15,000円</u></p>	<p>ア (略)</p> <p>イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（千葉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等<u>及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金</u>の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るもの）を除く。）の額</p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第15条 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人について<u>27,000円</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第15条の5の5 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の2.86</u></p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人について<u>15,000円</u></p> <p>(介護納付金賦課額の保険料率)</p> <p>第15条の9 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の2.26</u></p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人について<u>18,000円</u></p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第15条の10 (略)

第15条の10 (略)

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第15条の11 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額（第19条、第19条の4、第19条の5及び第19条の6の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第25条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができます。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（千葉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

イ 第19条の6に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国

民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。) のための収入 (法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。) の額

(3) 当該年度における第25条第1項の規定による子ども・子育て支援納付金賦課額の減免の額の総額

(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第15条の12 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者 (政令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。) につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)

第15条の13 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第15条の14 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の0.31

(2) 被保険者均等割 被保険者1人について1,860円

(3) 18歳以上被保険者均等割 18歳以上被保険者1人について140円

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第15条の15 第15条の12の子ども・子育て

支援納付金賦課額は、政令第29条の7第5項第10号に規定する額を超えることができない。

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があつた場合)

第18条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた若しくは政令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となつた場合における当該納付義務者に係る第13条の額、第15条の5の3の額（被保険者数が増加し、若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となつた場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）若しくは第15条の7の額又は次条第1項各号（同条第2項又は第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第19条の4第1項（同条第2項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第19条の4第3項（同条第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第19条の5第1項各号（同条第2項又は第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第4項各号に定める額、第19条の4第1項（同条第2項又は第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第4項（同条第5項又は第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、同条第5項各号（同条第6項から第8項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、同条第5項各号（同条第6項から第8項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは第19条の6に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加し、若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）若しくは1世帯に属す

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があつた場合)

第18条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた若しくは政令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となつた場合における当該納付義務者に係る第13条の額、第15条の5の3若しくは第15条の12の額（被保険者数が増加し、若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となつた場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）若しくは第15条の7の額又は次条第1項各号（同条第2項又は第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第4項各号に定める額、第19条の4第1項（同条第2項又は第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第4項（同条第5項又は第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、同条第5項各号（同条第6項から第8項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、同条第5項各号（同条第6項から第8項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは第19条の6に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加し、若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とす

る被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日若しくは特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割をもつて行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第13条の額、第15条の5の3の額若しくは第15条の7の額又は次条第1項各号に定める額、第19条の4第1項に定める第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第19条の4第3項に定める額、第19条の5第1項各号に定める額若しくは同条第4項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもつて行う。

#### （低所得者の保険料の減額）

第19条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が政令第29条の7第2項第9号に規定する額を超える場合には、政令第29条の7第2項第9号に規定する額）とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額及び他の所得と区分し

る。）若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日若しくは特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割をもつて行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第13条の額、第15条の5の3の額、第15条の7の額若しくは第15条の12の額又は次条第1項各号に定める額若しくは同条第4項各号に定める額、第19条の4第1項に定める額、同条第4項に定める額、第19条の5第1項各号に定める額、同条第5項各号に定める額若しくは第19条の6に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもつて行う。

#### （低所得者の保険料の減額）

第19条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が政令第29条の7第2項第9号に規定する額を超える場合には、同号に規定する額）とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額及び他の所得と区分し

て計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を

て計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号並びに第4項において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55

超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 被保険者均等割額 被保険者1人について1  
4,700円

イ (略)

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に政令第29条の7第5項第3号口の規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされ

0,000円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次号及び第3号並びに第4項において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 被保険者均等割額 被保険者1人について1  
8,900円

イ (略)

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に政令第29条の7第6項第3号口の規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされ

る金額を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外のもの

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 被保険者均等割額 被保険者1人について10,500円

イ (略)

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に政令第29条の7第5項第3号ハの規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされる金額を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外のもの

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 被保険者均等割額 被保険者1人について4,200円

イ (略)

2 前項（第1号イ、第2号イ及び第3号イに係る部分を除く。）の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支

る金額を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 被保険者均等割額 被保険者1人について3,500円

イ (略)

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に政令第29条の7第6項第3号ハの規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされる金額を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 被保険者均等割額 被保険者1人について5,400円

イ (略)

2 前項（第1号イ、第2号イ及び第3号イに係る部分を除く。）の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支

援金等賦課額」と、「第13条」とあるのは「第15条の5の3」と、「政令第29条の7第2項第9号に規定する額」とあるのは「政令第29条の7第3項第8号に規定する額」と、「乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額」とあるのは「乗じて得た額」と、「14,700円」とあるのは「8,400円」と、「10,500円」とあるのは「6,000円」と、「4,200円」とあるのは「2,400円」と読み替えるものとする。

3 第1項（第1号イ、第2号イ及び第3号イに係る部分を除く。）の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第15条の7」と、「政令第29条の7第2項第9号に規定する額」とあるのは「政令第29条の7第4項第8号に規定する額」と、「乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額」とあるのは「乗じて得た額」と、「14,700円」とあるのは「10,500円」と、「10,500円」とあるのは「7,500円」と、「4,200円」とあるのは「3,000円」と読み替えるものとする。

援金等賦課額」と、「第13条」とあるのは「第15条の5の3」と、「政令第29条の7第2項第9号に規定する額」とあるのは「政令第29条の7第3項第8号に規定する額」と、「乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額」とあるのは「乗じて得た額」と、「18,900円」とあるのは「10,500円」と、「13,500円」とあるのは「7,500円」と、「5,400円」とあるのは「3,000円」と読み替えるものとする。

3 第1項（第1号イ、第2号イ及び第3号イに係る部分を除く。）の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第15条の7」と、「政令第29条の7第2項第9号に規定する額」とあるのは「政令第29条の7第4項第8号に規定する額」と、「乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額」とあるのは「乗じて得た額」と、「18,900円」とあるのは「12,600円」と、「13,500円」とあるのは「9,000円」と、「5,400円」とあるのは「3,600円」と読み替えるものとする。

4 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第15条の12の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が政令第29条の7第5項第10号に規定する額を超える場合には、同号に規定する額）とする。

(1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金

賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額を合算した額

ア 被保険者均等割額 被保険者1人について1,302円

イ 18歳以上被保険者均等割 18歳以上被保険者1人について98円

(2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に政令第29条の7第6項第3号ロの規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされる金額を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額を合算した額

ア 被保険者均等割額 被保険者1人について930円

イ 18歳以上被保険者均等割 18歳以上被保険者1人について70円

(3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に政令第29条の7第6項第3号ハの規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされる金額を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額を合算した額

ア 被保険者均等割額 被保険者1人について  
372円

イ 18歳以上被保険者均等割 18歳以上被保険者1人について28円

#### （保険料の端数計算等）

第19条の2 基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額に10円未満の端数があるときは、それぞれその端数金額を切り捨てる。

2 (略)

#### （特例対象被保険者等の特例）

#### （保険料の端数計算等）

第19条の2 基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額に10円未満の端数があるときは、それぞれその端数金額を切り捨てる。

2 (略)

#### （特例対象被保険者等の特例）

第19条の3 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第14条第1項及び第19条第1項の規定の適用については、第14条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「所得の金額（同法」とあるのは「所得の金額（地方税法」と、第19条第1項第1号中「総所得金額（」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。」と、「ついては、同法」とあるのは「ついては、地方税法」と、「所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項」とあるのは「所得税法第57条第1項」とする。

#### （未就学児の被保険者均等割額の減額）

第19条の4 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額とする（第3項に掲げる場合を除く）。

2 (略)

第19条の3 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第14条第1項、第15条の5の4、第15条の8及び第15条の13並びに第19条第1項（同条第2項又は第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）及び同条第4項の規定の適用については、第14条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「所得の金額（同法」とあるのは「所得の金額（地方税法」と、第19条第1項第1号中「総所得金額（」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。」と、「ついては、同法」とあるのは「ついては、地方税法」と、「所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項」とあるのは「所得税法第57条第1項」とする。

#### （未就学児の被保険者均等割額の減額）

第19条の4 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額とする（第4項に掲げる場合を除く）。

2 (略)

3 第1項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、

		第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第15条」とあるのは「 <u>第15条の14</u> 」と読み替えるものとする。
<u>3</u>	(略)	
<u>4</u>	前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条」とあるのは「 <u>第15条の5の5</u> 」と、「第19条第1項各号」とあるのは「第19条第2項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と読み替えるものとする。	<u>5</u> 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第19条第1項各号」とあるのは「 <u>第19条第2項の規定により読み替えられた同条第1項各号</u> 」と、「第15条」とあるのは「 <u>第15条の5の5</u> 」と読み替えるものとする。
		<u>6</u> 第4項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第19条第1項各号」とあるのは「 <u>第19条第4項各号</u> 」と、「第15条」とあるのは「 <u>第15条の14</u> 」と読み替えるものとする。
	(出産被保険者の保険料の減額)	(出産被保険者の保険料の減額)
<u>第19条の5</u>	当該年度において、世帯に出産被保険者（政令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が政令第29条の7第2項第9号に規定する額を超える場合には、 <u>政令第29条の7第2項第9号に規定する額</u> ）とする（ <u>第4項に掲げる場合を除く</u> ）。	<u>第19条の5</u> 当該年度において、世帯に出産被保険者（政令第29条の7第6項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が政令第29条の7第2項第9号に規定する額を超える場合には、 <u>同号に規定する額</u> ）とする（ <u>第5項に掲げる場合を除く</u> ）。
(1)	当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号） <u>第32条の10の2</u> で定める場合には、出産の日。第26条の3第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の	(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号） <u>第32条の10の3</u> で定める場合には、出産の日。第26条の3第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の

<p>場合には、3月前) から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>場合には、3月前) から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
	<p><u>4 第1項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第13条」とあるのは「第15条の12」と、「政令第29条の7第2項第9号」とあるのは「政令第29条の7第5項第10号」と読み替えるものとする。</u></p>
<p><u>4 当該年度において、第19条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第13条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が政令第29条の7第2項第9号に規定する額を超える場合には、政令第29条の7第2項第9号に規定する額）とする。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p><u>5 当該年度において、第19条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第13条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が政令第29条の7第2項第9号に規定する額を超える場合には、同号に規定する額）とする。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p>
<p><u>5 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条」とあるのは「第15条の5の3」と、「政令第29条の7第2項第9号に規定する額」とあるのは「政令第29条の7第3項第8号に規定する額」と読み替えるものとする。</u></p>	<p><u>6 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条」とあるのは「第15条の5の3」と、「政令第29条の7第2項第9号に規定する額」とあるのは「政令第29条の7第3項第8号に規定する額」と、「第19条第1項各号」とあるのは「第19条第2項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と読み替えるものとする。</u></p>
<p><u>6 第4項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介</u></p>	<p><u>7 第4項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介</u></p>

護納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第15条の7」と、「政令第29条の7第2項第9号に規定する額」とあるのは「政令第29条の7第4項第8号に規定する額」と読み替えるものとする。

護納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第15条の7」と、「政令第29条の7第2項第9号に規定する額」とあるのは「政令第29条の7第4項第8号に規定する額」と、「第19条第1項各号」とあるのは「第19条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と読み替えるものとする。

8 第5項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第13条」とあるのは「第15条の12」と、「政令第29条の7第2項第9号」とあるのは「政令第29条の7第5項第10号」と、「第19条第1項各号」とあるのは「第19条第4項各号」と読み替えるものとする。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

第19条の6 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「18歳未満被保険者」という。)がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第15条の14の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額(第19条第4項、第19条の4第3項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第6項の規定により読み替えられた同条第4項又は前条第4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第8項の規定により読み替えられた同条第5項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあつては、当該減額後の額。以下同じ。)から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

## 附 則

### (施行期日等)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第6章の規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第98号

松戸市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月20日提出

松戸市長 松戸 隆政

提案理由

介護保険法施行令の改正に伴い、令和8年度分の第1号被保険者に係る保険料率の算定に関する合計所得金額の算定方法並びに保険料率の算定に関する市民税世帯非課税者及び市民税が課されていない者の基準の特例を設けるため。

## 松戸市介護保険条例の一部を改正する条例

松戸市介護保険条例（平成12年松戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
附 則 1～12 （略）	附 則 1～12 （略） <u>（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）</u> <u>13 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この項から附則第16項までにおいて同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が551,000円以上651,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第7条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア、第17号ア、第18号ア、第19号ア及び第20号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第</u>

33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。）をいう。以下同じ。）とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）とする。

14 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第7条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア、第17号ア、第18号ア、第19号ア及び第20号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得

金額が0を下回る場合には、0とする。) をいう。  
以下同じ。) とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に100,000円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。) とする。

15 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第7条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア、第17号ア、第18号ア、第19号ア及び第20号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。）をいう。以下同じ。）とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に650,000円

から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。」とする。

（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

16 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第7条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日ににおいて当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日ににおいて当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、1,350,000

円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、地方

税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

17 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第7条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

13～15 (略)

18～20 (略)

## 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第99号

松戸市新焼却施設設計・施工監理業務委託プロポーザル選考委員会条例の制定について

松戸市新焼却施設設計・施工監理業務委託プロポーザル選考委員会条例を次のように定める。

令和8年2月20日提出

松戸市長 松戸 隆政

提案理由

新焼却施設設計・施工監理業務の事業者を選定するためのプロポーザルの実施に当たり、市長の附属機関を設置するため。

## 松戸市新焼却施設設計・施工監理業務委託プロポーザル選考委員会条例

### (設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、松戸市新焼却施設設計・施工監理業務委託プロポーザル選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、新焼却施設設計・施工監理業務委託の事業者（以下「事業者」という。）の選定に關し、市長の諮詢に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 実施要領に関する事項
- (2) 最優秀提案者を決定するための審査基準に関する事項
- (3) 企画又は技術に関する提案書等の審査及び評価に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

### (委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 本市の職員
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

### (任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から事業者が選定される日までとする。

### (委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を總理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (意見の聴取等)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

### (委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に關し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例（昭和31年松戸市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後																		
<p>別表2（第4条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>職名</th><th>報酬</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>松戸市新焼却施設整備事業者</td><td>(略)</td></tr><tr><td>選考委員会委員</td><td></td></tr></tbody></table>	職名	報酬	(略)		松戸市新焼却施設整備事業者	(略)	選考委員会委員		<p>別表2（第4条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>職名</th><th>報酬</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>松戸市新焼却施設整備事業者</td><td>(略)</td></tr><tr><td>選考委員会委員</td><td></td></tr><tr><td>松戸市新焼却施設設計・施工監理業務委託プロポーザル選考委員会委員</td><td>日額 8,500円</td></tr></tbody></table>	職名	報酬	(略)		松戸市新焼却施設整備事業者	(略)	選考委員会委員		松戸市新焼却施設設計・施工監理業務委託プロポーザル選考委員会委員	日額 8,500円
職名	報酬																		
(略)																			
松戸市新焼却施設整備事業者	(略)																		
選考委員会委員																			
職名	報酬																		
(略)																			
松戸市新焼却施設整備事業者	(略)																		
選考委員会委員																			
松戸市新焼却施設設計・施工監理業務委託プロポーザル選考委員会委員	日額 8,500円																		

議案第100号

松戸市公衆便所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市公衆便所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月20日提出

松戸市長 松戸 隆政

提案理由

松戸駅改良工事に伴い公衆便所を新設するとともに、市民が親しみをもって利用できること等を目的として、既存の公衆便所の名称を改める等するため。

## 松戸市公衆便所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

松戸市公衆便所の設置及び管理に関する条例（昭和40年松戸市条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後																								
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 公衆便所の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>宮前公衆便所</td><td>(略)</td></tr><tr><td>北松戸公衆便所</td><td></td></tr><tr><td>馬橋公衆便所</td><td></td></tr><tr><td>新松戸公衆便所</td><td></td></tr></tbody></table> <p>(利用する者の義務)</p> <p>第3条 公衆便所を利用する者は、公衆便所を<u>損傷することなく</u>、清潔に利用しなければならない。</p>	名称	位置	宮前公衆便所	(略)	北松戸公衆便所		馬橋公衆便所		新松戸公衆便所		<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 公衆便所の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>宮前公衆トイレ</td><td>(略)</td></tr><tr><td>北松戸公衆トイレ</td><td></td></tr><tr><td>馬橋公衆トイレ</td><td></td></tr><tr><td>新松戸公衆トイレ</td><td></td></tr><tr><td>松戸駅東口公衆トイレ</td><td>松戸市松戸1, 180番地の7</td></tr><tr><td>松戸駅西口公衆トイレ</td><td>松戸市松戸1, 223番地の3</td></tr></tbody></table> <p>(利用する者の義務)</p> <p>第3条 公衆便所を利用する者は、公衆便所を<u>損傷することなく</u>、また、<u>その他公衆の利用に迷惑を及ぼす行為をすることなく</u>、清潔に利用しなければならない。</p>	名称	位置	宮前公衆トイレ	(略)	北松戸公衆トイレ		馬橋公衆トイレ		新松戸公衆トイレ		松戸駅東口公衆トイレ	松戸市松戸1, 180番地の7	松戸駅西口公衆トイレ	松戸市松戸1, 223番地の3
名称	位置																								
宮前公衆便所	(略)																								
北松戸公衆便所																									
馬橋公衆便所																									
新松戸公衆便所																									
名称	位置																								
宮前公衆トイレ	(略)																								
北松戸公衆トイレ																									
馬橋公衆トイレ																									
新松戸公衆トイレ																									
松戸駅東口公衆トイレ	松戸市松戸1, 180番地の7																								
松戸駅西口公衆トイレ	松戸市松戸1, 223番地の3																								

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第101号

松戸市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例を次のように定める。  
令和8年2月20日提出

松戸市長 松戸 隆政

提案理由

卸売市場法の改正に伴い、指定飲食料品等に該当する取扱品目等の公表等について定めるため。

## 松戸市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例

松戸市公設地方卸売市場業務条例（令和2年松戸市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
第43条 (略)	<p>第43条 (略)</p> <p><u>(指定飲食料品等に該当する取扱品目等の公表)</u></p> <p><u>第43条の2 前条に定めるもののほか、市長は、</u> <u>次に掲げる事項をインターネットの利用その他の</u> <u>適切な方法により公表するものとする。</u></p> <p class="list-item-l1">(1) <u>市場において取り扱う食品等の持続的な供給</u> <u>を実現するための食品等事業者による事業活動</u> <u>の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律</u> <u>(平成3年法律第59号。以下この条において</u> <u>「食品等持続的供給法」という。) 第42条第</u> <u>1項に規定する指定飲食料品等</u></p> <p class="list-item-l1">(2) <u>前号に規定する指定飲食料品等の食品等持続</u> <u>的供給法第42条第1項第1号に規定する指標</u></p> <p class="list-item-l1">(3) <u>その他食品等持続的供給法第36条各号に掲</u> <u>げる措置の実施に資する事項として卸売市場法</u> <u>第13条第5項第3号ハ(3)に規定する農林水産</u> <u>省令で定めるもの</u></p>

## 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第102号

松戸市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例及び  
松戸市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例及び松戸市移動  
等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月20日提出

松戸市長 松戸 隆政

提案理由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び同法施行令の改  
正に伴い、条例で引用する同法及び同令の条項を整備するため。

松戸市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例及び松戸市移動等円滑化のため  
に必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

次の各条の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改  
正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に  
改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等  
の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

（松戸市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正）

第1条 松戸市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成5年松戸市条例第26号）の  
一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>（建築物の容積率の最高限度）</p> <p>第6条の2 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 前3項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、次に掲げる部分は、算入しないものとする。</p> <p>(1)～(8) （略）</p> <p>(9) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る特定建築物（同法第2条第16号の特定建築物をいう。）の建築物特定施設（同法第2条第18号の建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、移動等円滑化（同法第2条第2号の移動等円滑化をいう。）の措置をとることにより通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなる場合における高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第24条に定める部分</p> <p>(10) （略）</p>	<p>（建築物の容積率の最高限度）</p> <p>第6条の2 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 前3項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、次に掲げる部分は、算入しないものとする。</p> <p>(1)～(8) （略）</p> <p>(9) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る特定建築物（同法第2条第18号の特定建築物をいう。）の建築物特定施設（同法第2条第20号の建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、移動等円滑化（同法第2条第2号の移動等円滑化をいう。）の措置をとることにより通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなる場合における高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第27条に定める部分</p> <p>(10) （略）</p>

(松戸市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 松戸市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成24年  
松戸市条例第40号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(園路及び広場)</p> <p>第3条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び<u>令第21条第2項第1号</u>に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。</p> <p>(7) (略)</p>	<p>(園路及び広場)</p> <p>第3条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び<u>令第22条第2項第1号</u>に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。</p> <p>(7) (略)</p>

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第103号

松戸市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定  
について

松戸市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月20日提出

松戸市長 松戸 隆政

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額を引き上げるとともに、扶養に係る補償基礎額の加算額を改定するため。

## 松戸市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

松戸市消防団員等公務災害補償条例（昭和43年松戸市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>（補償基礎額）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者、水防作業従事者及び応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、<u>9,700円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14,500円</u>を超えない範囲内において、これを増額した額とすることができます。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で非常勤消防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていた者を扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき<u>100円</u>を、第2号に該当する扶養親族（以</p>	<p>（補償基礎額）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者、水防作業従事者及び応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、<u>10,000円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>15,000円</u>を超えない範囲内において、これを増額した額とすることができます。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で非常勤消防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていた者を扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき<u>433</u></p>

下「扶養親族たる子」という。)については1人につき383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

(2)～(6) (略)

4 (略)

別表

補償基礎額表（第5条関係）

(単位 円)

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,900	13,700	14,500
分団長及び副分団長	11,300	12,100	12,900
部長、班長及び団員	9,700	10,500	11,300

備考 (略)

円を、第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。

(削除)

(1)～(5) (略)

4 (略)

別表

補償基礎額表（第5条関係）

(単位 円)

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	13,340	14,170	15,000
分団長及び副分団長	11,670	12,500	13,340
部長、班長及び団員	10,000	10,840	11,670

備考 (略)

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた松戸市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第104号

松戸市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月20日提出

松戸市長 松戸 隆政

提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、簡易サウナ設備に係る位置、構造及び管理の基準を新設するほか、所要の改正を行うため。

## 松戸市火災予防条例の一部を改正する条例

松戸市火災予防条例（昭和48年松戸市条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
第7条 (略)	<p>第7条 (略)</p> <p><u>(簡易サウナ設備)</u></p> <p><u>第8条 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したもの）又はバーレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものを）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のもの、かつ、薪又は電気を熱源とするものを）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p> <p class="list-item-l1">(1) <u>火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として離隔距離基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</u></p> <p class="list-item-l1">(2) <u>簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。</u></p> <p class="list-item-l1">2 <u>前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで、第16</u></p>

	<p><u>号から第18号の3まで、第2項第6号及び第3項から第4項までを除く。) の規定を準用する。</u></p>
<u>(サウナ設備)</u>	<u>(一般サウナ設備)</u>
<b>第8条 サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）の位置及び構造は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。</b>	<b>第8条の2 一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。</b>
(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から次に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長又は消防署長が認める距離以上の距離を保つこと。 ア 別表第1のサウナ設備の項に掲げる距離 イ 離隔距離基準により得られる距離	(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として離隔距離基準により得られる距離以上の距離を保つこと。  (削除) (削除)
(2) サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。	(2) 一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。
2 前項に規定するもののほか、サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。	2 前項に規定するもののほか、一般サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。
 (住宅における火災の予防の推進)	 (住宅における火災の予防の推進)
<b>第31条の7 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次の各号に掲げる施策の実施に努めるものとする。</b>	<b>第31条の7 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次の各号に掲げる施策の実施に努めるものとする。</b>
(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進 (2) (略)	(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、感震ブレーカーその他の物品、機械器具及び設備の普及の促進 (2) (略)
2 (略)	2 (略)
 (火を使用する設備等の設置の届出)	 (火を使用する設備等の設置の届出)
<b>第47条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げ</b>	<b>第47条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げ</b>

るものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならぬ。

(1)～(6) (略)

(7) サウナ設備 (個人の住居に設けるものを除く。)

(7の2)～(15) (略)

別表第1 (第3条—第5条、第7条—第10条、第11条の2、第20条—第24条関係)

対象火気設備等 又は対象火気器 具等の種別	入 力	離隔距離 (cm)				
		上方	側方	前方	後方	備考
(略)						
電 氣 溫 水 器	(略)					
サ ウ ナ 設 備	電 氣 二	150	50	—	—	注：熱の放 射に方向性
		300	100	—	—	を有する場 合
	スチームラ ジエーター	10	10	—	—	
		20	20	—	—	
	送風熱風	10	10	—	—	
		50	50	—	—	
		注	注			
備考 (略)						

るものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。

(1)～(6) (略)

(6の2) 簡易サウナ設備 (個人が設けるものを除く。)

(7) 一般サウナ設備 (個人の住居に設けるものを除く。)

(7の2)～(15) (略)

別表第1 (第3条—第5条、第7条、第9条・第10条、第11条の2、第20条—第24条関係)

対象火気設備等 又は対象火気器 具等の種別	入 力	離隔距離 (cm)				
		上方	側方	前 方	後 方	備考
(略)						
電 氣 溫 水 器	(略)					

## 附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

議案第105号

松戸市病院事業使用料手数料条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市病院事業使用料手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。  
令和8年2月20日提出

松戸市長 松戸 隆政

提案理由

物価高騰及び人件費の上昇に対応するために分娩介助料、個室料金等を引き上げるとともに、患者の治療方法の選択肢を増やし、地域医療の需要に対応することを目的とした自費診療を行う際の診療費の上限額を定めるため。

## 松戸市病院事業使用料手数料条例の一部を改正する条例

松戸市病院事業使用料手数料条例（昭和36年松戸市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p><u>松戸市病院事業使用料手数料条例</u></p> <p>（使用料等の額）</p> <p><u>第2条 使用料等は、法令に定める料金を徴収し、法令に定めのない使用料等は、別表に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>2 前項に規定する別表中、その額の範囲だけを規定するものについては、当該使用料等の額は、病院事業管理者（以下「管理者」という。）が定める。</u></p> <p><u>3 前2項の規定にかかわらず、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づき消費税の課税対象となる使用料等の額は、別表に定めるところにより算出した額に100分の110を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。</u></p>	<p><u>松戸市病院事業使用料及び手数料条例</u></p> <p>（使用料等の額）</p> <p><u>第2条 使用料等は、法令に定める料金を徴収する。ただし、法令に定めのない使用料等は、別表に定めるもののほか、実費相当額により算定した額を徴収する。</u></p> <p><u>2 前項本文の規定にかかわらず、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の適用を受ける診療等に要した使用料等のうち同項本文の規定により算定する場合の使用料等の額は、法令に定める料金に100分の200を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>3 第1項の規定にかかわらず、松戸市民以外の者が利用する場合の別表に定める使用料等の額は、同表に定める料金に100分の150を乗じて得た額（非紹介患者の初診加算料、再診加算料、セカンドオピニオン相談料、医科領域に係る自費診療料金、歯科領域に係る自費診療料金及びその他病院が設定する自費診療料金を除く。）とする。</u></p> <p><u>4 前3項に規定する使用料等のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づき消費税の課税対象となる使用料等の額は、前3項に定める額に100分の110を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。</u></p>

(納付)

第3条 全額又は一部を負担する使用料等は、管理者の発行する請求書に定めるところにより、利用の都度これを納付しなければならない。

2 (略)

3 予納した使用料等は、退院し、若しくは退所した日又は医療の終わった日において精算する。

(連帯保証人)

第4条 利用者が、入院し、又は入所しようとするときは、連帯保証人を付さなければならない。ただし、管理者が別に定めるときは、この限りでない。

別表（第2条関係）

病院			
種別		料金	
文書料	一般診断書 1通につき	2,000円	
	(略)		
	生命保険用診断書 1通につき	5,000円	
	交通事故関係診断書及び証明書 1通につき	5,000円	
予防接種料 1回につき		診療報酬点数表による初診料に薬剤実費を加えた額	
健康診断料及び一般診療費		診療報酬点数表により算出した額	
特別室 ( 病室 ) 使 用料	松戸市立総合医療センター	A室 1床1日 につき	20,000円
		B室 1床1日 につき	8,000円
非紹介患者の初診加算料 1回につき		(略)	

(納付)

第3条 全額又は一部を負担する使用料等は、病院事業管理者（以下「管理者」という。）の発行する請求書に定めるところにより、利用の都度これを納付しなければならない。

2 (略)

3 予納した使用料等は、退院した日又は医療の終わった日において精算する。

(連帯保証人)

第4条 利用者が、入院しようとするときは、連帯保証人を付さなければならない。ただし、管理者が別に定めるときは、この限りでない。

別表（第2条関係）

(削除)			
種別		料金	
文書料	一般診断書 1通につき	3,000円	
	(略)		
	生命保険用診断書 1通につき	6,000円	
	交通事故関係診断書及び証明書 1通につき	6,000円	
(削除)			
病室使用料	(削除)	特別室 1床1日 につき	22,000円
		個室 1床1日に つき	10,000円
非紹介患者の初診加算料 1回につき		(略)	

<u>再診加算料</u> 1回につき	<u>再診加算料</u> 1回につき
長期入院料 1日につき	診療報酬点数 表による通算 対象入院料の 1割5分に相当 する額
セカンドオピニオン相談料 1回につき	(略)
検診料	乳幼児検診 診療報酬点数 表による初診 料
	妊婦検診 診療報酬点数 表による初診 料
分娩介助料	標示時間内 松戸市民 102,000円 松戸市民以外 147,000円
	標示時間外 松戸市民 112,000円 松戸市民以外 162,000円
薬剤容器料	実費
自動車による交通事故の診療料金	診療報酬点数 表により算出 した額の10割 増
	(削除)
	分 削除 娩 助 内 介 劙 標 削除 助 外 時 间 料 时 间 (削除) 108,000円 (削除) 118,000円 (削除)
医科領域に係る自費診療料金	1,000,000円 以内で管理者 が定める額
歯科領域に係る自費診療料金	2,000,000円 以内で管理者 が定める額
その他病院が設定する自費診療料金	300,000円以内で管理者が 定める額
備考	備考
1 松戸市民以外の者が利用する場合は、この 表に定める料金の5割増(非紹介患者の初診加 算料、再診加算料、長期入院料、セカンドオ ピニオン相談料、分娩介助料、薬剤容器料及 び自動車による交通事故の診療料金を除く。)	(削除)

とする。

- 2 「非紹介患者の初診加算料」とは、松戸市立総合医療センターにおいて受けた初診（他の病院又は診療所からの文書による紹介がある場合その他厚生労働大臣が定める定額負担を求めなくてよい場合を除く。）について診療報酬点数表による初診料に加算する料金をいう。
- 3 「再診加算料」とは、松戸市立総合医療センターにおいて受けた再診（他の病院又は診療所に対して逆紹介を行う旨の申出を行つていない場合その他厚生労働大臣が定める定額負担を求めなくてよい場合を除く。）について診療報酬点数表により算出した額に加算する料金をいう。
- 4 「長期入院料」とは、厚生労働大臣が定める方法により計算した入院期間が180日を超えた日以後の入院及びその療養に伴う世話その他の看護（厚生労働大臣が定める状態等にある者の入院及びその療養に伴う世話その他の看護を除く。）に係る料金をいう。
- 5 分娩介助料の「標示時間内」とは、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までとする。
- 6 （略）
- 7 妊娠週数が22週未満の分娩における分娩介助料の額は、この表に定める額から12,000円を控除した額とする。

1 「非紹介患者の初診加算料」とは、他の病院又は診療所からの文書による紹介がない場合において行われる初診（当該初診が行われたことについて、緊急その他やむをえない事情があると認められるときを除く。）に係る加算料をいう。

2 「再診加算料」とは、他の病院又は診療所に対して文書による紹介を行う旨の申出を行つた患者により行われる再診（当該再診が行われたことについて、緊急その他やむを得ない事情があると認められるときを除く。）に係る加算料をいう。

（削除）

3 分娩介助料の「標示時間内」とは、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時00分までとする。

4 （略）

（削除）

## 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に文書作成依頼のなされた診断書及び証明書に係る手数料について適用し、同日前に文書作成依頼のなされた診断書及び証明書に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の病室の利用に係る使用料について適用し、同日前の病室の利用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 4 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の分娩に係る分娩介助料について適

用し、同日前の分娩に係る分娩介助料については、なお従前の例による。

(松戸市健康福祉会館条例の一部改正)

5 松戸市健康福祉会館条例（平成9年松戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(こども発達センター) 第4条（略） 2 前項第2号に定める診療等に係る費用については、 <u>松戸市病院事業使用料手数料条例</u> （昭和36年松戸市条例第27号）の規定を準用する。この場合において、同条例中「病院事業管理者（以下「管理者」という。）」及び「管理者」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。	(こども発達センター) 第4条（略） 2 前項第2号に定める診療等に係る費用については、 <u>松戸市病院事業使用料及び手数料条例</u> （昭和36年松戸市条例第27号）の規定を準用する。この場合において、同条例中「病院事業管理者（以下「管理者」という。）」及び「管理者」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。

(松戸市夜間小児急病センター条例の一部改正)

6 松戸市夜間小児急病センター条例（平成17年松戸市条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(料金) 第5条 センターの診療等に係る費用については、 <u>松戸市病院事業使用料手数料条例</u> （昭和36年松戸市条例第27号）の規定を準用する。この場合において、同条例中「病院事業管理者（以下「管	(料金) 第5条 センターの診療等に係る費用については、 <u>松戸市病院事業使用料及び手数料条例</u> （昭和36年松戸市条例第27号）の規定を準用する。この場合において、同条例中「病院事業管理者（以下

理者」という。)」及び「管理者」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。

「管理者」という。)」及び「管理者」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。

(松戸市休日土曜日夜間歯科診療所条例の一部改正)

7 松戸市休日土曜日夜間歯科診療所条例（平成31年松戸市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(料金)</p> <p>第5条 歯科診療所の診療等に係る費用については、<u>松戸市病院事業使用料手数料条例</u>（昭和36年松戸市条例第27号）の規定を準用する。この場合において、同条例中「病院事業管理者（以下「管理者」という。）」及び「管理者」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。</p>	<p>(料金)</p> <p>第5条 歯科診療所の診療等に係る費用については、<u>松戸市病院事業使用料及び手数料条例</u>（昭和36年松戸市条例第27号）の規定を準用する。この場合において、同条例中「病院事業管理者（以下「管理者」という。）」及び「管理者」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。</p>

## 議案第106号

### 契約の締結について

松戸市二十世紀が丘消防署建設工事の請負について、次のとおり契約を締結する。

令和8年2月20日提出

松戸市長 松戸 隆政

### 記

- |          |                                         |
|----------|-----------------------------------------|
| 1 契約の目的  | 松戸市二十世紀が丘消防署建設工事                        |
| 2 契約の方法  | 地方自治法施行令第167条の10の2の規定による総合評価一般競争入札      |
| 3 契約金額   | 849,200,000円                            |
| 4 契約の相手方 | 松戸市日暮五丁目25番地<br>株式会社湯浅建設<br>代表取締役 湯浅 健司 |

### 提案理由

二十世紀が丘消防署の現地建替えを実施し、災害時の活動拠点としての機能の充実強化を図るため。

議案第106号参考資料1

1 入札方式 総合評価方式（簡易型）

2 予定価格 772,800,000円

3 調査基準価格 710,976,000円

4 失格基準価格 541,120,000円

5 入札結果

業者名	入札書記載金額	技術評価点	評価値	
株式会社湯浅建設	772,000,000円	136.000	1.761658	落札
太陽ハウス株式会社				辞退

※評価値 = 技術評価点 ÷ 入札書記載金額 × 10,000,000

6 契約金額 849,200,000円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 77,200,000円）

## 議案第106号参考資料2

### 松戸市二十世紀が丘消防署建設工事

#### 1 敷地概要

- (1) 工事場所 松戸市二十世紀が丘梨元町1番、2番
- (2) 面 積 1,175.67 m<sup>2</sup>

#### 2 工事概要

- (1) 主要用途 消防署
- (2) 構 造 鉄筋コンクリート造
- (3) 階 数 地上3階
- (4) 建築面積 576.11 m<sup>2</sup>
- (5) 延床面積 1,309.82 m<sup>2</sup>
- (6) 工事範囲

ア 建築工事（躯体・仕上） 一式  
イ 昇降機設備工事 一式

- (7) 平面概要

ア 1階 車庫、防火衣室、消毒室、資機材庫  
イ 2階 仮眠室、洗面室、トレーニングスペース  
ウ 3階 事務室、会議室、食堂

#### 3 工 期

市議会の議決を得た日の翌日から令和9年8月2日まで

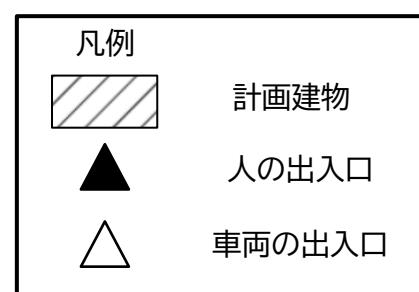
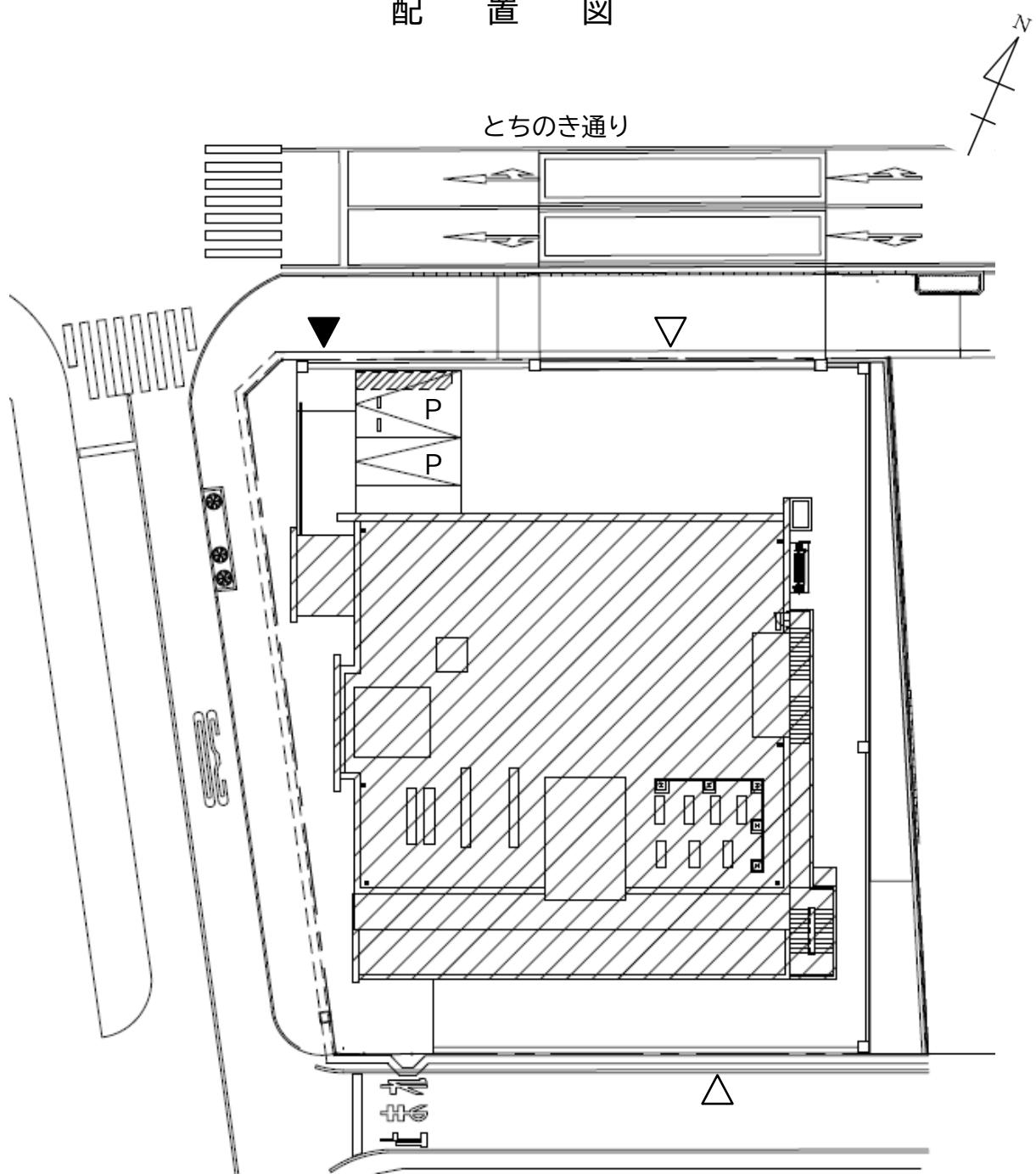
松戸市二十世紀が丘消防署建設工事

案 内 図

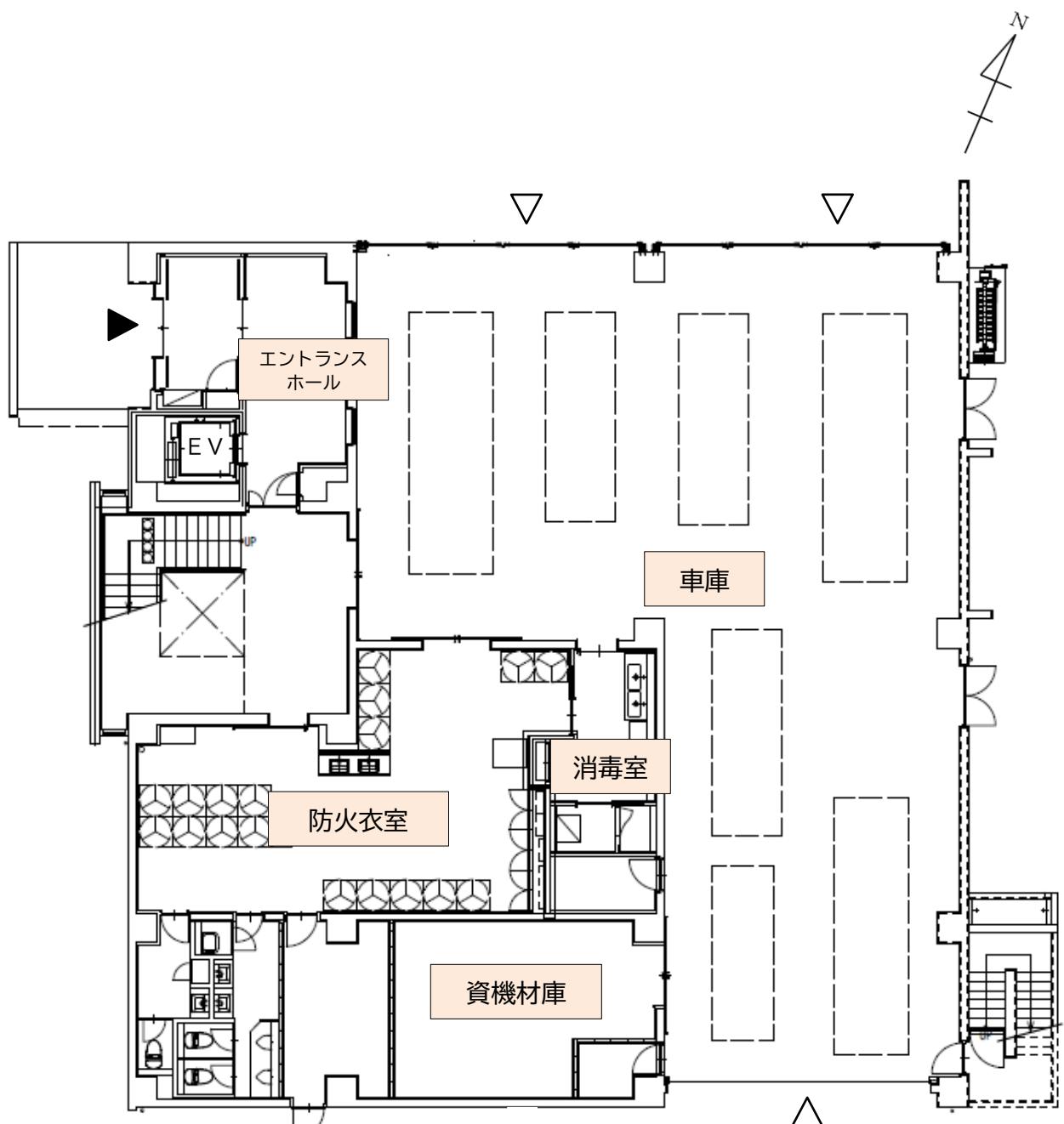


工事場所：松戸市二十世紀が丘梨元町1番、2番  
(松戸市二十世紀が丘消防署)

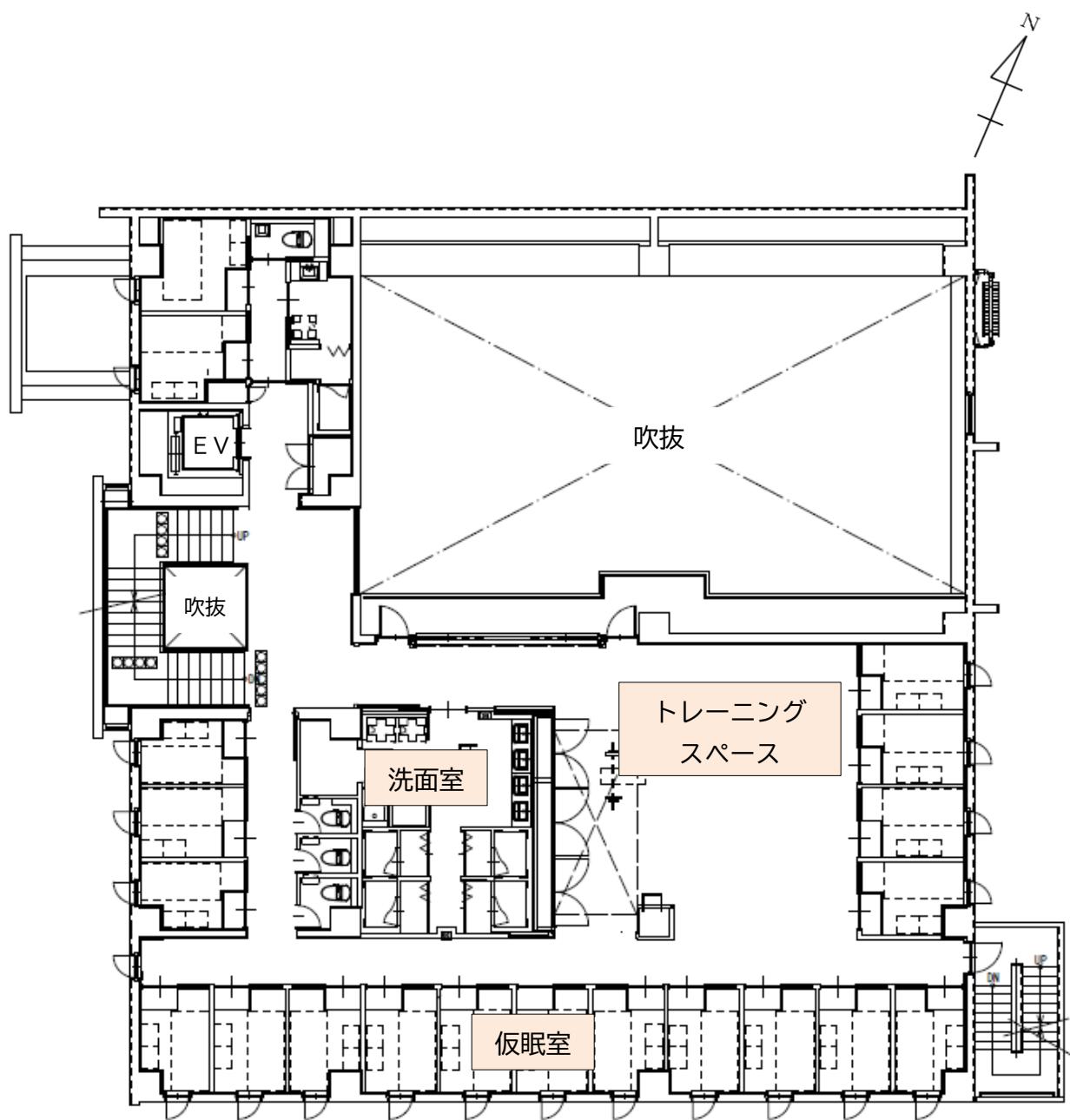
配 置 図



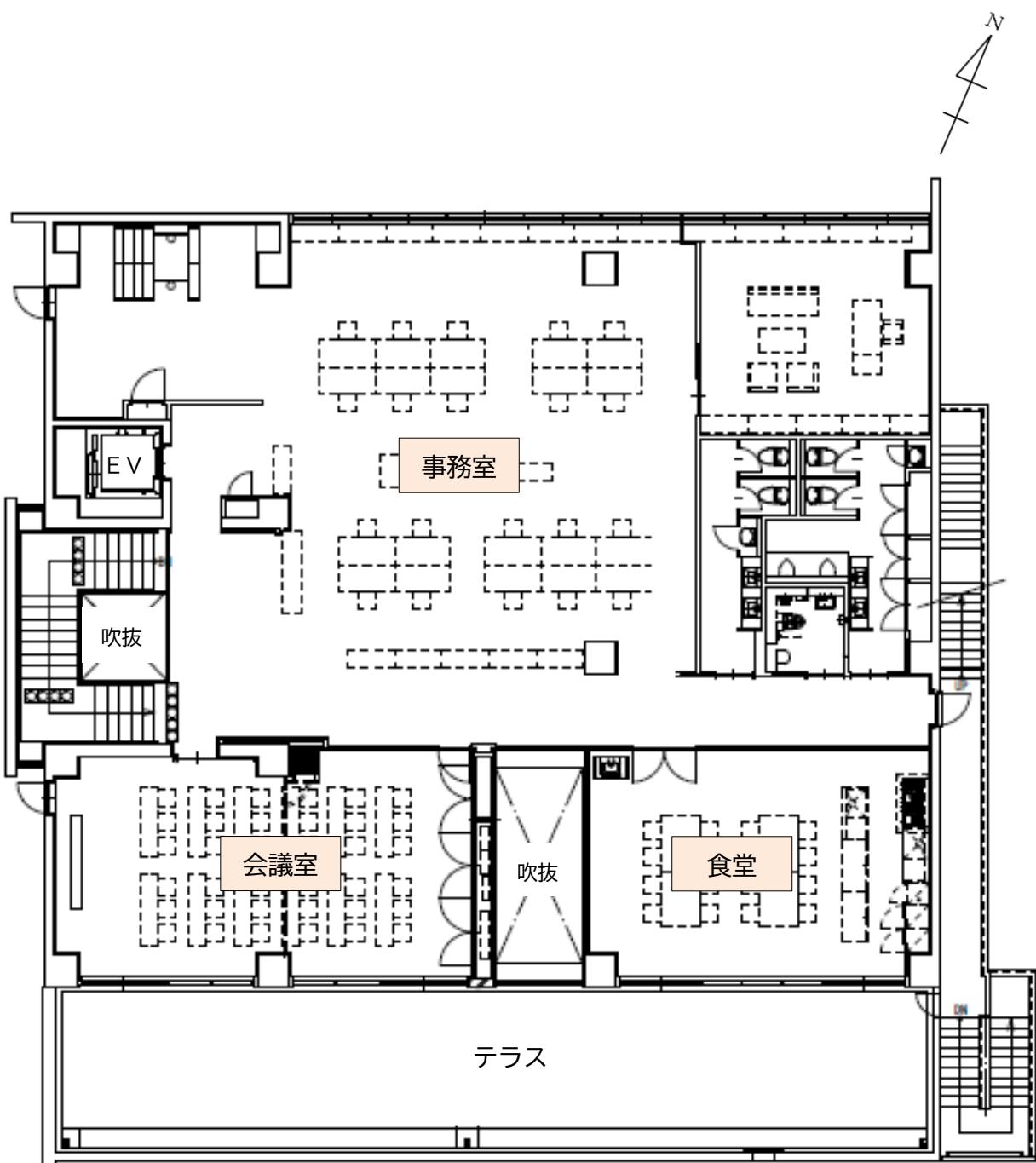
1階平面図



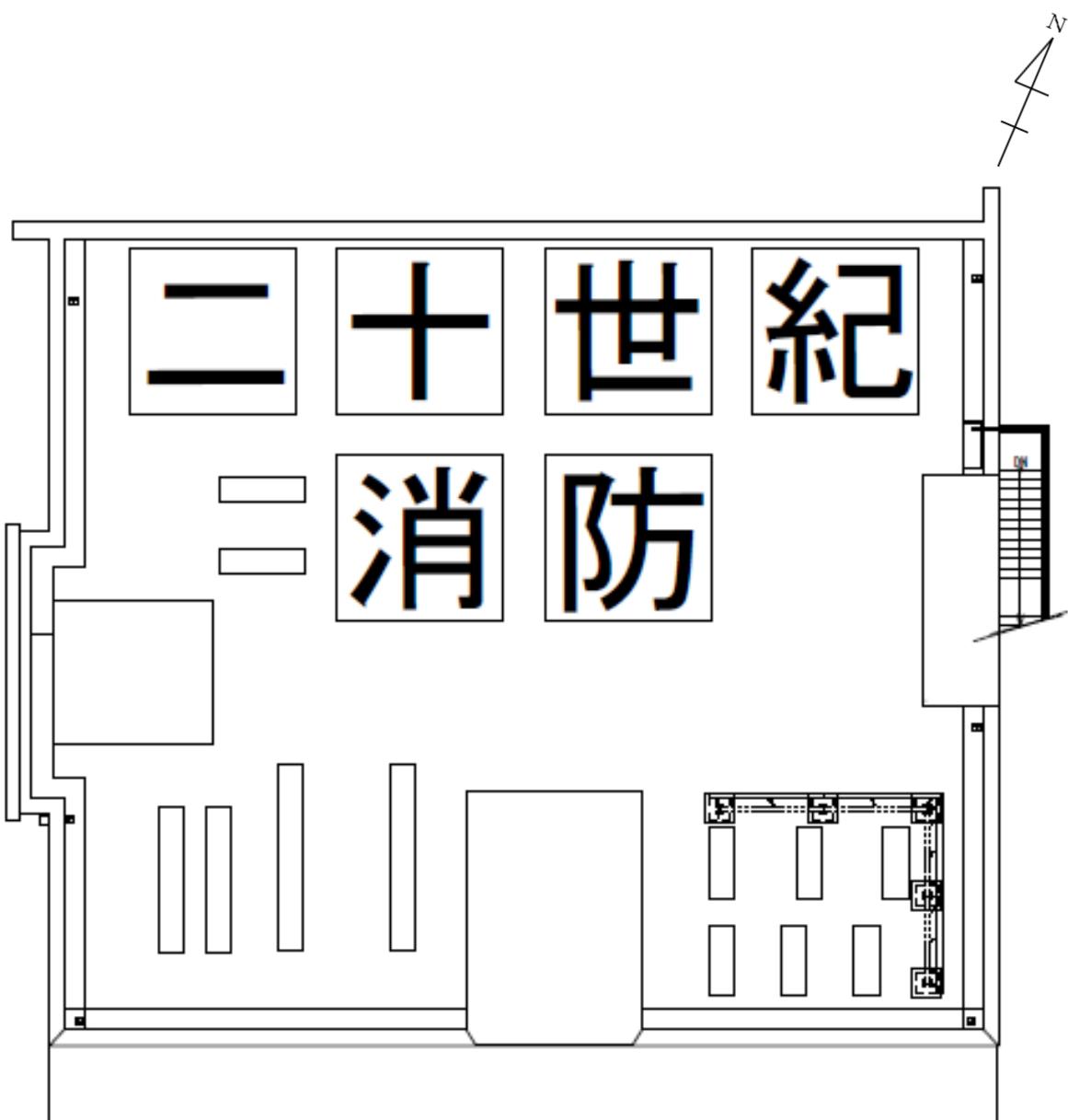
2階平面図



3階平面図



屋上階平面図



## 議案第107号

### 和解について

防災行政無線移動系（MCAアドバンス）の利用契約を解除することについて、次のとおり和解する。

令和8年2月20日提出

松戸市長 松戸 隆政

### 記

#### 1 事案の概要

相手方が提供する無線通信サービスであるMCAアドバンスが令和9年3月31日をもってサービス提供を終了することに伴い、現在本市が使用している無線機器が使用できなくなり、新たな無線機器に切り替えるため令和8年8月末をもって契約を解除する必要が生じたこと等について、相手方からお詫び金の支払いの申し出があり、これを和解金として受け取るもの。

#### 2 和解の相手方

東京都新宿区西新宿三丁目7番1号  
一般財団法人移動無線センター

#### 3 和解の要旨

相手方が市に和解金42,685,000円を支払う。

### 提案理由

和解内容について、相手方との協議が調ったため。

## 議案第108号

### 和解及び損害賠償の額の決定について

防災行政無線移動系（MCAアドバンス）無線機に係る賃貸借契約を解除することについて、次のとおり損害賠償の額を決定し、和解する。

令和8年2月20日提出

松戸市長 松戸 隆政

### 記

- |          |                                                                                                                                                   |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 事案の概要  | 一般財団法人移動無線センターが提供している無線通信サービスであるMCAアドバンスのサービス提供終了に伴い、現在本市が使用している無線機器が使用できなくなり、新たな無線機器に切り替えるため令和8年8月末をもって長期継続契約である賃貸借契約を解除し、残りの契約期間に係る残債相当額を支払うもの。 |
| 2 和解の相手方 | 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号<br>株式会社J E C C                                                                                                                  |
| 3 和解の要旨  | 市が相手方に損害賠償金21,172,800円を支払う。                                                                                                                       |

### 提案理由

和解内容について、相手方との協議が調ったため。